

社会保障審議会児童部会 第1回遊びのプログラム等に関する専門委員会	参考資料
平成27年6月5日	4

# 児童館・放課後児童クラブ関係 基礎資料

# **1. 児童館について**

# 児童館の概要

## 1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

## 2. 設置状況

- 4,598か所 公営:2,804か所  
民営:1,794か所
- <社会福祉施設等調査(平成25年10月1日現在)>

## 3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

## 4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

## 5. 公的助成

- 施設整備費  
・平成27年度予算  
次世代育成支援対策施設整備交付金(57億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]

- 運営費  
地方交付税措置

## 6. 運営について

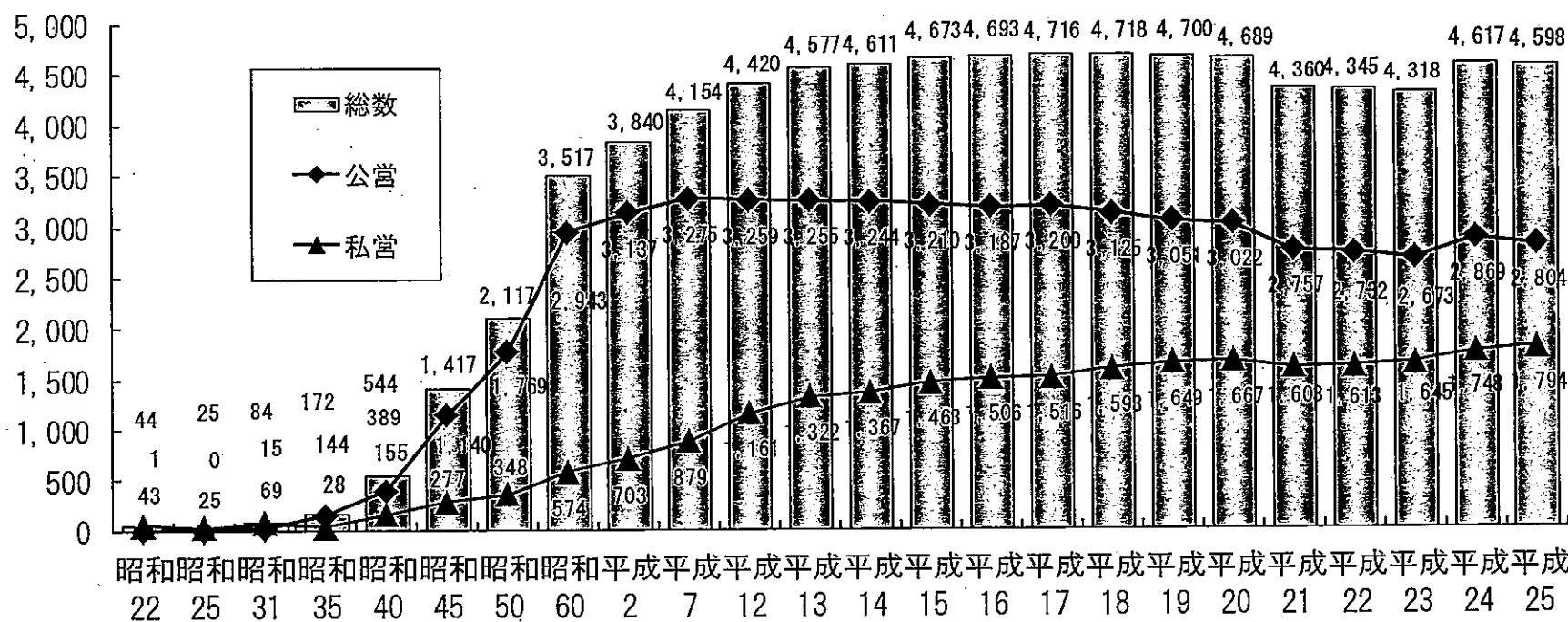
- 児童館ガイドライン  
児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知)

- 児童館実践事例集  
好事例を事例集としてとりまとめたもの(平成25年3月)

# 児童館数(公営・民営別)の推移

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

(注)児童館には、小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。



※1 社会福祉施設等調査より(各年10月1日現在の数値)

※2 平成21～23年の調査は、調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設があるため、平成20年以前及び24年との年次比較は適さない。

## ○児童館に係る補助金の沿革

区分 年度	公立公営			公立民営、民立民営			改正点	
	整備費	運営費		整備費	運営費			
		人件費	事業費		人件費	事業費		
昭和38年度	一般会計	一般会計		一般会計	一般会計		・「児童館施設整備費」、「児童館運営費」を一般会計に計上	
昭和53年度	特会	特会	特会	特会	特会	特会	・「児童センター施設整備費」、「児童センター運営費」を特別会計に計上	
昭和61年度	特別会計	一般財源	特別会計	特別会計	一般財源	特別会計	・「児童館施設整備費」の全部を特別会計に計上 ・「児童館運営費」のうち人件費を一般財源化、事業費を特別会計に計上し、「児童厚生施設事業費」に名称変更	
平成9年度	特別会計	一般財源		特別会計	一般財源	特別会計	・公立公営の児童厚生施設事業費を一般財源化 ・「児童厚生施設事業費」を「民間児童厚生施設等活動推進事業費」に名称変更	
平成12年度	特別会計	一般財源		特別会計	一般財源	特別会計	・「民間児童厚生施設等活動推進事業費」の中に、新たに「児童福祉施設併設型民間児童館事業」を創設	
平成23年度	特別会計	一般財源		特別会計	一般財源	一般会計	・「民間児童厚生施設等活動推進事業費(民間児童館活動事業、児童福祉施設併設型民間児童館事業)」を「子育て支援対策交付金(一般会計)」に計上	
平成24年度	一般会計	一般財源		一般会計	一般財源		・施設整備費を「次世代育成支援対策施設整備交付金(一般会計)」に計上 ・「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」を一般財源化 ※平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方財政の増収分で対応	

児童厚生施設の種別及び施設整備に係る国庫補助の概要

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館	
		児童センター	大型児童センター	A型児童館	B型児童館
概要	児童厚生施設は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は、情操をゆたかにすることを目的とする施設とする（児童福祉法第40条）。また、放課後児童の育成、指導等地域における児童健全育成活動の重要な拠点となっている。				
設置主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者（NPO法人・民間会社など）			都道府県	
運営主体	市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者（NPO法人・民間会社など）			都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者（NPO法人・民間会社など）	都道府県、市町村、社会福祉法人、特例民法法人、その他の者（NPO法人・民間会社など）
職員	児童厚生員2人以上	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2人以上 必要に応じ 体力増進指導者 年長児童指導者	
建物面積備	217.6m <sup>2</sup> 以上 (都市部特例児童館: 163.2m <sup>2</sup> ) 集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備の他、 必要に応じ、相談室、創作活動室及び静養室等を設ける。  + 児童の体力増進に資するため に必要な運動遊び用器材、年 長児童用設備（パソコンコンコー ナー等）等	336.6m <sup>2</sup> 以上	500m <sup>2</sup> 以上 + 年長児童の文化活動等に 必要な広さ	2,000m <sup>2</sup> 以上 + 必要に応じ、研修室・展示室・ 多目的ホール・移動型児童館用 車両等	1,500m <sup>2</sup> 以上 + 小型児童館設備 宿泊室・食堂・厨房・脱衣・浴 室、キャンプ等の野外活動がで きる設備等
機能	(共通) ① 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに年長児童の自主的な活動に対する支援 ② 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成・助長 ③ 子育てに不安や悩みを抱える母親への相談援助等の子育て家庭に対する支援 ④ その他地域における児童健全育成に必要な活動  ⑤ 体力増進活動  ⑥ 年長児童の育成	⑤ 体力増進活動  ⑥ 年長児童の育成	⑤ 体力増進活動  ⑥ 年長児童の育成	⑤+⑥ ⑦ 都道府県内の児童厚生施設の ・相互の情報交換の促進 ・指導並びに児童厚生員及びボラン ティアの育成 ・ブレイ、造形等に関する指導技術 の開発、普及 ⑧ 歴史、産業、文化等に関する資料・ 模型の展示等 ⑨ 都道府県内の児童厚生施設に貸し出 しできる映画フィルムビデオソフ ト、紙芝居等資料の保有等	⑩ 宿泊しながら野外活動が行える機能
施設整備費 国庫補助	平成24年度より、次世代育成支援対策施設整備交付金（一般会計）により国庫補助を実施。交付基礎点数は、平成23年度における国庫補助基準額に基づき設定。 (平成23年度までは、年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定に計上の児童育成事業費補助金（児童厚生施設等整備費）により補助。)				
(参考) 23年度 補助基準額	32,298千円	48,656千円	64,914千円	m <sup>2</sup> 当たり単価 370,600円	555,952千円
補助率	定額（1／3相当）				

# 児童館に係る法令等の規定内容（目的・機能）

児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	<p>(児童厚生施設) 第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。</p>
児童福祉施設の設備 及び運営に関する基準 (昭和23年厚生省令第63号)	<p>第六章 児童厚生施設 (設備の基準) 第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戲室、図書室及び便所を設けること。 (職員) 第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設については、都道府県知事)が適当と認めたもの イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項) 第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。 (保護者との連絡) 第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。</p>

【改正後全文】

厚生省発児第123号  
平成2年8月7日

○一部改正

第1次改正	厚生省発児第59号
平成3年4月11日	
第2次改正	厚生省発児第56号
平成4年4月9日	
第3次改正	厚生省発児第59号
平成5年4月1日	
第4次改正	厚生省発児第56号
平成9年6月30日	
第5次改正	厚生省発児第27号
平成10年3月31日	
第6次改正	厚生省発児第97号
平成11年6月9日	
第7次改正	厚生省発児第113号
平成12年7月14日	
第8次改正	厚生労働省発雇児第0326006号
平成16年3月26日	
第9次改正	厚生労働省発雇児0515第5号
平成24年5月15日	

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚 生 事 務 次 官

児童館の設置運営について

近年、都市化、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらに出生率の低下、遊び場の不足、交通事故の増加等家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっている。

これらに対処するため、従来から、地域の健全育成の拠点としての児童館の計画的な整備を図ってきたところである。

このたび、豊かな自然の中で、児童が宿泊し、野外活動を行う新しい児童館の整備を図るとともに、児童館体系の見直しを図ることとし、別紙のとおり「児童館の設置運営要綱」を定めたので、その適切な実施を図られたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日付け厚生省発児第8号本職通知「児童館の設置運営について」は廃止する。

(別 紙)

児童館の設置運営要綱

第1 総則

1 目的

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

2 種別

児童館の種別は次のとおりとする。

(1) 小型児童館

小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。

(2) 児童センター

(1)の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。

(特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」という。)

(3) 大型児童館

原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア A型児童館

イ B型児童館

ウ C型児童館

(4) その他の児童館

(1)、(2)及び(3)以外の児童館。

3 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。

第2 小型児童館

1 機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

(1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(2) 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人（以下「社団・財団法人」という。）

(3) 社会福祉法人

(4) 次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者（以下「その他の者」という。）

ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。

イ 社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

### 3 設備及び運営

#### (1) 設 備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戸室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上（都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等（以下「都市部特例」という。）においては、163.2平方メートル以上）とし、適当な広場を有すること。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上（都市部特例においては、138.84平方メートル以上）として差し支えないこと。

#### (2) 職 員

2人以上の設備運営基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

#### (3) 運 営

ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すこと。

#### (4) その他

小型児童館が、児童福祉法第24条第1項ただし書に基づいて使用される場合は、設備運営基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

### 第3 児童センター

#### 1 機 能

第2の1に掲げる機能に加えて、遊び（運動を中心とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

#### 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとすること。

### 3 設備及び運営

#### (1) 設 備

第2の3の（1）に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6平方メートル以上、大型児童センターにあっては、500平方メートル以上とし、野外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297平方メートル以上として差し支えないこと。

イ 遊戸室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。

また、大型児童センターにあっては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。エ 大型児童センターにあっては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレンジング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

#### (2) 職 員

第2の3の（2）に掲げるところによるものとすること。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあっては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

#### (3) 運 営

第2の3の（3）に掲げるところによるほか、次によるものであること。

##### ア 体力増進指導の内容及び方法

###### (ア) 指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

###### (イ) 指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとすること。

##### イ 年長児童指導の内容及び方法

###### (ア) 指導の内容

指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

###### (イ) 指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者（ボランティア）の積極的な協力を得て行うものとすること。

##### ウ その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。

また、大型児童センターにあっては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。

### 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

### 第4 大型児童館

#### 1 A型児童館

##### (1) 機 能

第3の1に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとすること。

##### (2) 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県とする。

ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。

##### (3) 設備及び運営

- ア 設 備**  
第3の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。  
(ア)建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。  
(イ)必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。
- イ 職 員**  
第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。
- ウ 運 営**  
第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。  
(ア)県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。  
なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。  
(イ)県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。  
(ウ)広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。  
(エ)県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。

## 2 B型児童館

- (1) 機 能**  
B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域(以下「こども自然王国」という。)内に設置するものとし、児童が宿泊をしながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有すること。
- (2) 設置及び運営の主体**  
設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とすること。
- (3) 設備及び運営**
- ア 設 備**  
第2の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。  
また、A型児童館に併設(こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。)する場合には、第2の3の(1)に掲げる設備を設置しないことができる。  
(ア)定員100人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として1,500平方メートル以上の広さ(A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ)を有すること。  
なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。  
(イ)宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。  
(ウ)キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。  
(エ)必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。

- イ 職 員**  
第2の3の(2)に掲げるところによるものとすること。

- ウ 運 営**  
第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。  
(ア)児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。  
(イ)母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。  
(ウ)利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。

## 3 C型児童館

- C型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動

ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。

なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。

## 4 国の助成

国は、予算の範囲内において、都道府県が設置するA型児童館並びに都道府県、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置するB型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。

## 5 その他の児童館

その他の児童館は、公共性及び永続性を有するものであって、設備及び運営について、第2の3に準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。

【改正後全文】

児発第967号  
平成2年8月7日

○一部改正

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1次改正 | 児発第356-3号   |
|       | 平成3年4月11日   |
| 第2次改正 | 児発第317号     |
|       | 平成5年4月1日    |
| 第3次改正 | 児発第228号     |
|       | 平成10年3月31日  |
| 第4次改正 | 児発第649号     |
|       | 平成12年7月14日  |
| 第5次改正 | 児発第0326016号 |
|       | 平成16年3月26日  |

各 都道府県知事 殿  
各 指定都市市長

厚生省児童家庭局長

10

児童館の設置運営について

標記については、平成2年8月7日厚生省発児第123号をもって厚生事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長あて通知されたところであるが、その運用に当たっては、特に次の事項に留意し、遺憾のないよう努められたい。

なお、本通知の施行に伴い、昭和63年1月28日児発第48号本職通知「児童館の設置運営について」は、廃止する。

1 小型児童館

(1) 機能

小型児童館は、次の機能を有するものであること。

ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の自主的な活動に対する支援を行うこと。

イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。

ウ 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。

エ その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

(2) 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児（以下「幼児」という。）、小学校1年～3年の少年（以下「学童」という。）及び居間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。

(3) 運営

ア 運営委員会の設置

児童館の適正な運営を図るために、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聞くこと。

イ 利用児童の把握

児童館を利用する児童については、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。

ウ 遊びの指導

小型児童館における遊びは、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第39条によるほか、次によるものであること。

（ア）児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。

（イ）児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。

（ウ）遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。

（エ）幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。

エ 利用時間

小型児童館の利用時間は、地域の実情に応じて定めることとし、次によるものであること。

（ア）一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。

（イ）母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。

（ウ）日曜・祝祭日の利用は、適宜定めるものとすること。

オ 地域社会及び関係機関等との連携

（ア）保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ること。

（イ）遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者（ボランティア）に協力を求めるとともに、その養成に努めること。

2 児童センター

(1) 機能

1の（1）に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

ア 運動に親しむ習慣を形成すること。

イ 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

ウ 大型児童センターにあっては、音楽、映像、造形表現、スポーツ等の多様な活動を通し、年長児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。

また、児童の社会参加活動や国際交流活動等を進めること。

(2) 対象児童

1の（2）に掲げる児童であり、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。

また、大型児童センターにあっては、特に年長児童を優先すること。

### (3) 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

#### ア 器材等

(ア) 運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であって屋内・屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種類に見合う器材を整備すること。

また、大型児童センターにあっては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動に必要な備品等を整備すること。

なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。

(イ) 運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。

#### イ 体力増進指導

(ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。

なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましいこと。

(イ) 季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行うものとし、継続的に実施すること。

(ウ) 身体の虚弱な児童等を対象とする場合には、特に、医師の意見を徴する必要があること。

#### ウ 年長児童指導

(ア) 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮すること。

(イ) 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。

(ウ) 年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮すること。

#### エ 留意事項

実情に応じ、他の適当な施設・設備を利用して差し支えないこと。

## 3 大型児童館

### (1) A型児童館

#### ア 機能

2の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

(ア) 都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の情報を把握し、相互に利用できること。

(イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）及びボランティアを育成すること。

(ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。

(エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。

(オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。

#### イ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

#### ウ 運営

2の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 児童の年齢及び利用目的が多岐にわたるので、適切な児童厚生員等職員を配置すること。

(イ) 集団利用する場合は、その責任者の住所、氏名、年齢等を登録することとし、その計画的、効率的な利用に配慮すること。

(ウ) 日曜・祝祭日の開館及び夜間利用に配慮すること。

(エ) 都道府県の母親クラブ連絡協議会等の事務局を設けるよう配慮すること。

### (2) B型児童館

#### ア 機能

1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。

(ア) 川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然とふれあう野外活動が行えること。

(イ) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。

#### イ 設備

(ア) 20人以上の児童がキャンプ等の野外活動を行える適当な広場や水飲み場、炊事場等を設けること。

(イ) 100人以上の児童が宿泊できる設備を設けること。

#### ウ 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。なお、引率者等の利用にも配慮すること。

#### エ 運営

1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

(ア) 原則として、集団利用であるため、その引率責任者及び児童の住所、氏名、電話番号、年齢等を登録すること。

(イ) 利用児童等に対する保健衛生には特に配慮すること。

(ウ) 野外活動を行うので、十分な事故防止、安全管理等の措置を講じること。

(エ) 児童の食事、貸与したシーツや枕カバーの洗濯代等は個人負担とすること。

(オ) 広く児童福祉施設等の関係者の理解と協力を得るように配慮すること。

## 4 設置及び運営の主体

平成2年8月7日発児第123号厚生事務次官通知の第2の2(4)の要件については、以下のとおりであること。

ア アにおいて「経済的基礎がある」とは、児童館の設置を行うために直接必要な土地及び建物について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

また、その際、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されていること。

イ ウにおいて「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。

ウ エにおいて「財務内容が適正である」とあるが、直近の会計年度において、児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。

各 都 道 府 県 知 事 殿

履児発 0521 第 19 号  
平成 27 年 5 月 21 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について

子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

記

#### 1 事業の種類

- (1) 保育の質の向上のための研修事業
- (2) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- (3) 家庭的保育者等研修事業
- (4) 居宅訪問型保育研修事業
- (5) 病児・病後児保育研修事業
- (6) 病児・病後児保育（訪問型）研修事業
- (7) 放課後児童支援員等研修事業
- (8) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

#### III 児童厚生員等研修事業

##### 1 趣旨・目的

児童館等児童厚生施設などで児童の遊びの指導等に当たる児童厚生員や、地域で児童の健全育成に携わる地域児童健全育成支援者の資質の向上を図るために、児童厚生員等を対象とする研修会を実施し、もって児童の健全育成等の充実に資することを目的とする。

##### 2 實施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、実施主体が研修を実施する上で適當と認める民間団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

##### 3 対象者

###### (1) 4 (1) 及び (3) の事業

児童厚生員等

###### (2) 4 (2) の事業

4 (1) の修了者であって、児童館等に 3 年以上従事した者

###### (3) 4 (4) の事業

児童の健全育成に寄与する自主的な活動を行う者や団体（地域児童健全育成支援者）

##### 4 事業内容

###### (1) 児童厚生員等研修会（基礎研修会）

児童館等に勤務する職員の資質の向上と、各地域における児童健全育成活動の拡充、推進を図ることを目的とする。

###### (2) 中堅児童厚生員等研修会（中堅職員研修会）

地域に必要とされる児童福祉施設として児童館等が機能を發揮していくためには、「地域福祉」の視点を踏まえた活動展開を行うことが肝要であることから、児童厚生員等が地域に根ざした運営に関してその発想を広げ、ソーシャルワーカーとしての専門性を高めることを目的とする。

###### (3) 児童厚生員等専門研修会（テーマ別研修会）

子ども・子育て支援新制度の情報や最新の事例、活動をしていく上での課題等を取り上げ、児童館等の役割や機能について改めて確認し、もって児童厚生員等の資質の向上を図ることを目的とする。

###### (4) 地域児童健全育成支援者研修会

子どもを犯罪の被害から守るために活動や子どもの見守り活動、児童館等の活動等を支援する児童の健全育成に寄与する自主的な活動を行う者や団体を対象とした研修を実施し、地域での児童の健全育成の向上を図ることを目的とする。

5 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

6 費用の補助

国は、都道府県又は市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

## **2. 放課後児童クラブについて**

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

○クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校20,357校)

○登録児童数 936,452人

○利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人 [利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

## 【今後の展開】

○「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)

→国全体の目標として、平成31年度末までに、

・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備

・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

## 【事業に対する国庫補助の内容】

○平成27年度予算 575.0億円

※年金特別会計子ども・子育て支援勘定に計上

### ○運営費等

[原則、平日(200日:3時間以上開所)と土日、長期休暇等(50日以上:8時間以上開所)を合わせた年間250日以上開設するクラブに補助。]

・支援の単位の児童数が40人の場合(基準額:370.6万円[総事業費741.2万円])

・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)・備品購入のみの場合(基準額:100万円)

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

放課後子ども環境整備事業の充実(一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進、幼稚園・認定こども園等の活用の促進)、放課後児童クラブ運営支援事業、

放課後児童クラブ送迎支援事業

【質の向上事項(※全額消費税財源を活用)】

放課後児童支援員等待遇改善等事業(放課後児童クラブ開所時間延長支援事業の名称変更)、

障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業

### ○整備費

・新たにクラブを整備する場合(基準額:2,442.7万円)のほか、改築、拡張及び大規模修繕による整備を支援。

※市町村が設置する場合、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担(平成27年度から、大都市特例の適用はなし)。

【「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実】

学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設

### 運営費の負担の考え方

国 1/6	1/3
保護者 1/2	1/3
都道府県 1/6	1/3
市町村 1/6	1/3
1/2	1/2(基準額)

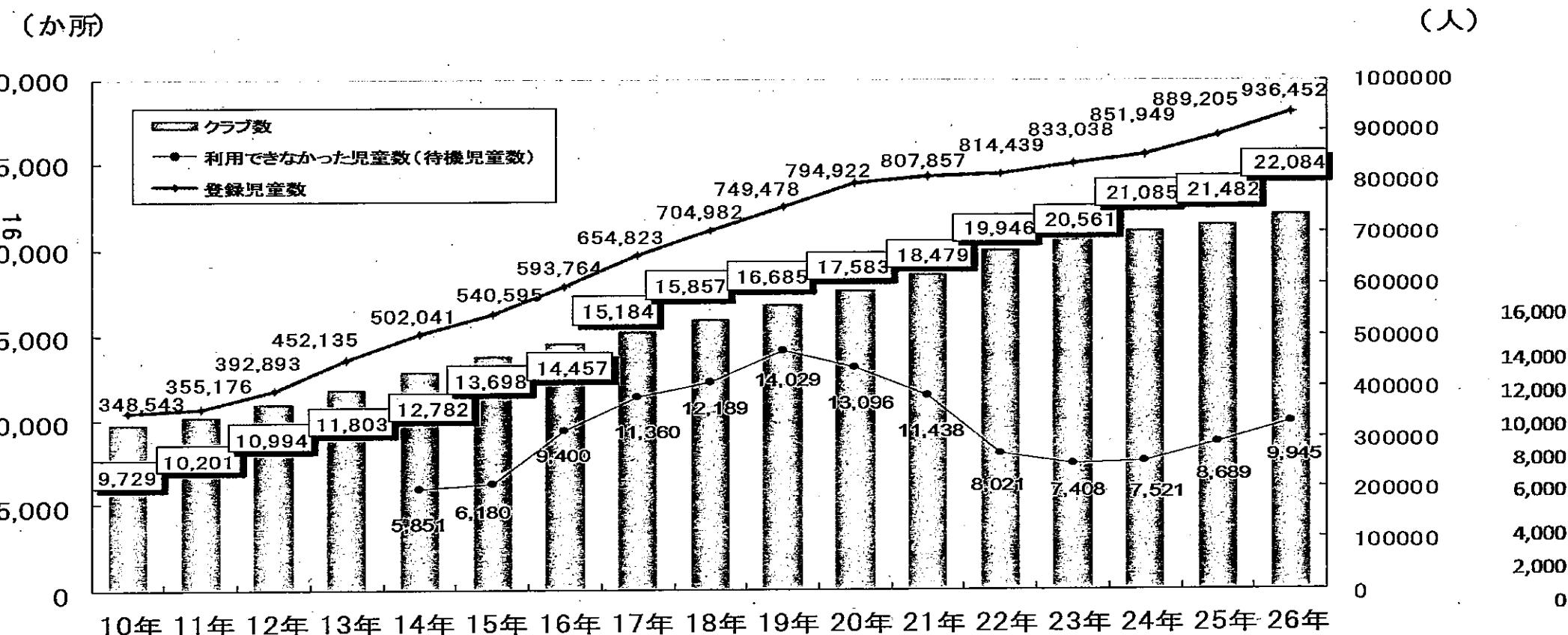
※国(1/6)は事業主拠出金財源

※平成27年度から、大都市特例の適用はなし

# 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成26年では、クラブ数は2万2,084か所、登録児童数は93万6,452人と過去最高を更新し、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.3倍、児童数は約2.7倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、9,945人(最大の19年に比べて約7割)となった。

[参考: クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



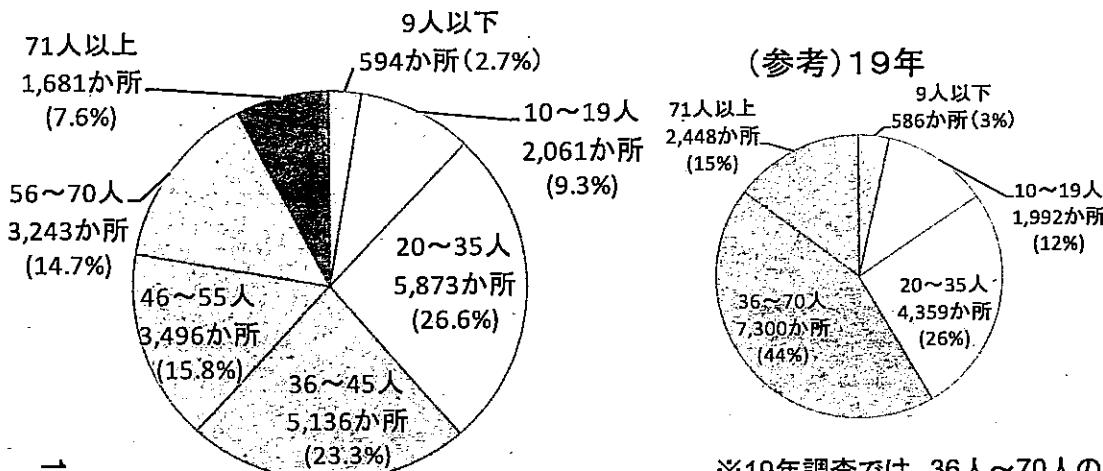
※各年5月1日現在(育成環境課調)

# 放課後児童クラブの現状

※平成26年5月1日現在(育成環境課調)

## ○規模別実施状況

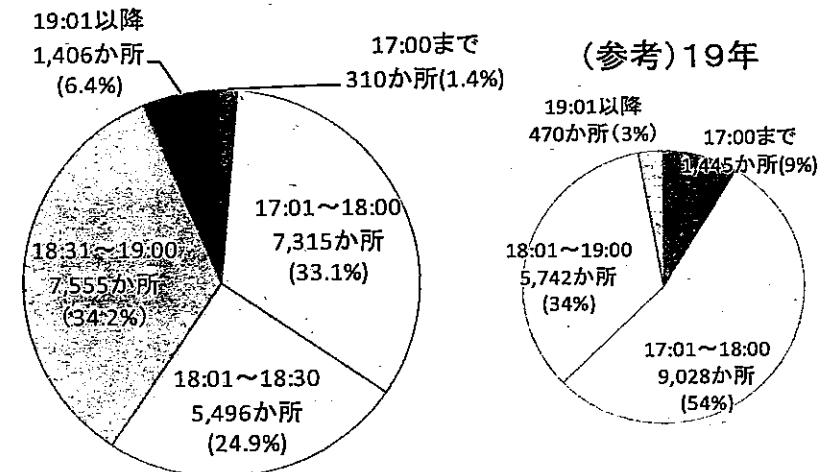
登録児童数の人数規模別でみると、45人までのクラブが全体の約62%を占める。



※19年調査では、36人～70人の内訳は把握していない

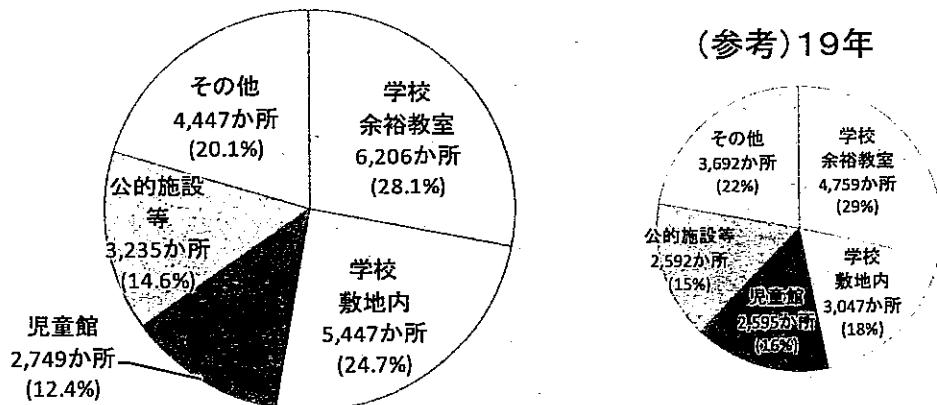
## ○終了時刻の状況(平日)

18時を超えて開所しているクラブが全体の約65%を占める。



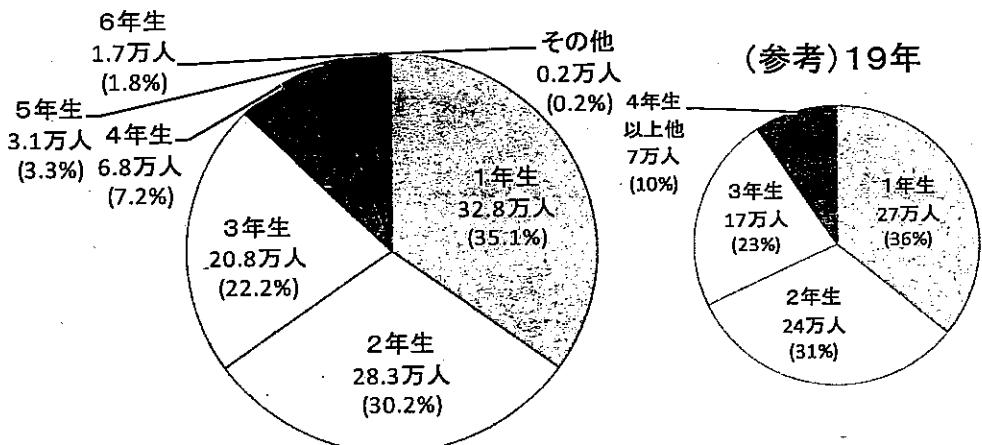
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約53%、児童館が約12%であり、これらで全体の約65%を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生まで全体の約87%を占める。



# 放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後								
対象児童	おむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。（衆／参・附帯決議）								
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 [従事する者及び員数…従うべき基準] [施設、開所日数、時間など…参酌すべき基準]								
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など [届け出先：都道府県]	事業開始前の事前の届け出など [届け出先：市町村]								
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供								
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産（学校の余裕教室など） の貸付け等による事業の促進								
計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市町村行動計画」の策定。</li> <li>・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務</li> </ul>	<p>・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定          ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定          ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務</p> <p>※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。（参・附帯決議）</p>								
費用負担割合	<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>事業主拠出金 (国) 1/3</td> </tr> <tr> <td>保護者負担</td> </tr> <tr> <td>都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村 1/3</td> </tr> </table> <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	事業主拠出金 (国) 1/3	保護者負担	都道府県 1/3	市町村 1/3	<table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <td>事業主拠出金 (国) 1/3</td> </tr> <tr> <td>保護者負担</td> </tr> <tr> <td>都道府県 1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村 1/3</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">         質の改善にかかる費用については、税制抜本改革による財源確保を前提（公費）       </div> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。          （平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）</p> <p>※放課後児童健全育成事業に従事する者の待遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。（子ども・子育て支援法附則第2条第3項）</p> <p>※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。          （同法附則第3条）</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るために、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。（参・附帯決議）</p>	事業主拠出金 (国) 1/3	保護者負担	都道府県 1/3	市町村 1/3
事業主拠出金 (国) 1/3										
保護者負担										
都道府県 1/3										
市町村 1/3										
事業主拠出金 (国) 1/3										
保護者負担										
都道府県 1/3										
市町村 1/3										

# 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要(平成25年12月25日)

## 1. 従事する者【従うべき基準】

- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）であって、研修を受講した者とすることが適当。（一定の経過措置等についても検討）

## 2. 員数【従うべき基準】

- 異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当。

## 3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。  
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

## 4. 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人当たりおおむね1.65m<sup>2</sup>以上」とすることが適当。

## 5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

- 開所日数については、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めることが適当。
- 開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとすることが適当。

## 6. その他の基準【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当。

## 7. その他(基準以外の事項)

- 市町村は、クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して、優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童など発達の観点から配慮が必要と考えられる児童」などが考えられる。
- 児童福祉法の改正により対象年齢が明確化されたことを踏まえ、市町村は、利用希望を把握した上で、必要な者が支援を受けられるよう提供体制の整備を進めていく責務がある。ただし、これは「事業の対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて6年生までの受入れを義務化したものではない。
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管部局間等で放課後の児童の時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。
- 障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要。
- 放課後児童クラブの基準により、質の改善を図るために適切な財源の確保が必要。

## 目 次

### 社会保障審議会児童部会

### 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

### 報告書

～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～

21

はじめに	1
1. 基準の範囲・方向性について	
(1) 策定する基準の範囲・方向性について	2
(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方	3
2. 具体的な基準の内容について	
(1) 従事する者【従うべき基準】	4
(2) 員数【従うべき基準】	6
(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】	6
(4) 施設・設備【参酌すべき基準】	7
(5) 開所日数【参酌すべき基準】	9
(6) 開所時間【参酌すべき基準】	9
(7) その他の基準【参酌すべき基準】	10
3. その他の論点	
(1) 放課後児童クラブの利用手続について	10
(2) 対象年齢の明確化について	12
(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について	12
(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について	13
(5) その他	13
おわりに	14

#### 【関連資料】

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿	15
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過	16

平成25年12月25日

## はじめに

- 我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 と過去最低を更新し、その後は横ばい若しくは微増傾向にあるものの、平成 24 年も 1.41 と依然として低い水準にとどまっており、少子化が続いている。
- 平成 20 年に取りまとめられた社会保障国民会議最終報告では、希望と現実の乖離を解消するため、仕事と家庭の両立支援と子育て支援の充実を車の両輪として取り組むことが重要であると指摘されている<sup>1</sup>。しかしながら、厚生労働省の調査によれば、独身男女の 9 割が結婚意欲を持っており、いずれ結婚する意志のある男女が持ちたいと考えている子どもの数は 2 人以上とされており<sup>2</sup>、なお、この希望が叶えられていない状況にある。
- このように少子化が深刻な問題となっている中、子どもを持ちたい夫婦が子どもを持つ社会、子ども達が安心して健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、社会保障・税一体改革において、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が、現在の高齢者向けの 3 経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子ども・子育て）に拡大され、現役世代を含む全世代型の社会保障への転換が図られた。
- この子ども・子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、政府は子ども・子育て関連 3 法を国会へ提出し、法案は議員修正の上、平成 24 年 8 月に成立した<sup>3</sup>。子ども・子育て関連 3 法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善のほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブ<sup>4</sup>もその一つとして位置付けられている。
- また、放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連 3 法の中の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 平成 20 年 11 月 4 日社会保障国民会議最終報告

<sup>2</sup> 第 14 回出生動向基本調査（2010 年）

<sup>3</sup> 「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」

<sup>4</sup> 児童福祉法上の事業名は、「放課後児童健全育成事業」。放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童クラブ」という用語が使用されている。

<sup>5</sup> 本報告書参考資料 1 「放課後児童クラブの主な改正事項」。なお、現在、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45

- 本委員会は、本年 5 月に、新たに国が定める放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準等について検討を行うために設置され、基準等に関する事項について、7 回にわたり議論を重ねてきたところであり、本報告書は、その検討の結果を取りまとめたものである。

### 1. 基準の範囲・方向性について

#### （1）策定する基準の範囲・方向性について

- 放課後児童クラブは、保護者が就労等により屋間家庭にいない児童<sup>6</sup>に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成 9 年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられた。
- 放課後児童クラブのクラブ数と登録児童数は共に年々増加しており、平成 25 年においては、21,482 か所、登録児童数 889,205 人と、調査開始年の平成 10 年と比較すると、クラブ数は約 2.2 倍、登録児童数は約 2.6 倍となっている。また、放課後児童クラブを利用できなかった児童数（いわゆる待機児童数）は、8,689 人となっている<sup>7</sup>。
- 現在、国として事業のるべき水準を示しているのは、放課後児童クラブガイドライン（平成 19 年 10 月 19 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と国庫補助基準（「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成 19 年 3 月 30 日文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知））である。
- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、今後、新たな基準を策定する上で、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- なお、省令上の基準として定めるものとしては、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成 24 年 3 月 2 日少子化社会対策会議決定）で示された内容（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間）や、放課後児童クラブガイドラインで示されている集団の規模、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」の総則（一般原則等）に規定されている事項とすることが適当

<sup>6</sup> 号）の定めるところにより行うことができるものとされており、事業開始後の届出、都道府県知事の指導監督等の規制がかかっている（第二種社会福祉事業に係る規制）。ただし、常時保護を受ける者が 20 人未満である事業は、社会福祉事業には含まれない。）。

<sup>7</sup> 改正前の児童福祉法では、「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」とされており、改正後の児童福祉法では、「小学校に就学している児童」とされた。

<sup>7</sup> 本報告書参考資料 2 「放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移」

である。また、今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものとしては、以下のものが考えられるので、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。

- ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化

(放課後児童クラブに通う児童への育成・支援の内容の明確化を含む。)

- ・資格要件としての研修科目・内容等

- ・児童と継続的な関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方

- ・職員の資の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制

- ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点

- ・障害のある児童の受入体制

- ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の児童への対応

## (2) 放課後児童クラブの基本的な考え方

○ 本委員会は放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について検討する場であるが、まず、基準の検討に当たっては、「放課後児童クラブの提供すべきサービス・特性とは何か」という点について検討し、以下のように整理した。

・放課後児童クラブは、児童福祉法に定めるとおり「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ること」を目的とする事業である。その事業の基準は、改正児童福祉法第34条の8の2に規定されるとおり、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」

・また、放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきているが、特に、保護者が昼間家庭にいない児童にとって、放課後に安心して過ごせる生活の場としての機能を重視して運営されている実態が見受けられる。

・したがって、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。そのためには、安全面に配慮し、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力を育していくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当である。また、放課後児童クラブにおける児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことで、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えることが適当である。放課後児童クラブは、こうした機能・役割を持って、児童の発達・成長と自立を促し、健全な育成を図る事業であるということを明確に位置付けるべきである。

・このため、省令の冒頭に事業や基準の目的について記載するとともに、放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記の点を踏まえ、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに作成するガイドライン等により明確化することが適当である。

○ 上記(1)(2)を踏まえ、2.に具体的な基準の内容について示した。

### 2. 具体的な基準の内容について

○ 改正後の児童福祉法第38条の8の2第2項では、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」(従うべき基準)<sup>8</sup>とされ、「その他の基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」(参酌すべき基準)<sup>9</sup>とされたため、この整理に従って具体的な基準の検討を行った。

#### (1) 従事する者【従うべき基準】

○ 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとされており、その放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条で定める児童厚生施設に置かなければならない者)の資格を有する者が望ましいとされている。放課後児童指導員として業務に従事している者のうち、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者は、約74%となっている<sup>10</sup>。

○ これまで全国の放課後児童クラブでは、このような職員によって運営されてきた現状を踏まえ、放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。

○ ただし、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。

<sup>8</sup> 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

<sup>9</sup> 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができると許容される基準を指す。

<sup>10</sup> 本報告書参考資料3「放課後児童指導員の資格の状況」

- このため、省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者<sup>11</sup>であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とすることが適当である。
- 子ども・子育て支援法において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を定めることとされ、その計画の中で、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めるものとされた。このような点に鑑み、有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とすべきである。
- 研修科目については、「児童の遊びを指導する者」の要件に該当している者であっても、これまでの児童への関わり方や学んできた科目が異なるため、具体的な内容については別途検討が必要である。他の事業でも、科目の一部を免除することができる」とされている研修があり<sup>12</sup>、こうした方法も参考にしつつ、研修科目・内容について検討していく必要がある。
- 有資格者となるための資格要件の1つとしては、上述のとおり「児童の遊びを指導する者」を基本とするものの、「放課後子ども教室」に継続的に従事していた者など、児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに加えることも考えられる。その場合、児童福祉事業の資格として定めるものであることにも留意しつつ、どのような者を認めていくか、引き続き検討が必要である。
- なお、子ども・子育て支援新制度の施行後、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体の質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- また、児童と関わる者はなるべく高い知識と資質を有することが望ましいが、児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。

<sup>11</sup> 本報告書参考資料4 「児童の遊びを指導する者」の基準

<sup>12</sup> 例えば、養育里親となるために受講する研修では、児童養護施設等において現に児童を処遇する職員として勤務している者等に対しては、相当と認められる範囲で、科目の一部を免除することができるものとされている（第4回専門委員会資料3、第6回専門委員会資料1）。

- ただし、有資格者以外の者についても、放課後児童クラブに従事するに当たって、最低限必要な知識等をもって職務に当たることが望ましいため、新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備していくべきであり、今後、現任研修についても体制を整備していくべきである。これらについては、実施体制も含めた検討が必要である。

- なお、放課後児童クラブに従事する有資格者は児童の遊びの指導のみならず児童の生活の指導・支援を行うことに鑑み、その名称については実態に即したものとすることを検討すべきである。また、同様の趣旨から児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に定める「児童の遊びを指導する者」の規定についても同様に実態に即したものとすることが考えられる。

## (2) 員数【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では職員の員数は定められていないが、約95%のクラブで複数の職員が配置されている<sup>13</sup>。
- 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。
- また、職員は2人以上配置することを原則とするが、小規模のクラブ（20人未満のクラブ）については、複数配置されていないクラブも多く見られ、（9人以下のクラブの約40%、10人～19人のクラブの約15%<sup>13</sup>）、小規模のクラブのすべてに専任の職員の複数配置を求ることは困難を伴うことが考えられる。
- このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

## (3) 児童の集団の規模【参考すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」とされている。現状では、児童数が35人までのクラブは8,709か所（40.5%）、36人～45人のクラブは4,945か所（23.0%）、46人～55人のクラ

<sup>13</sup> 本報告書参考資料5 「児童数の規模別にみた指導員数の割合」

ブは3,341か所(15.6%)、56人以上のクラブは4,487か所(20.9%)となっている<sup>14</sup>。

- 規模については、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、どの程度の人数規模が望ましいのかという「子どもの視点」が重要であり、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では、おおむね40人までが適当と考えられる。このため、児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当である。
- ただし、大規模クラブも少なからず存在している実態や利用児童数が増加傾向にあることに配慮すれば、児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、これまで國の方針として取り組んできたとおり複数のクラブに分割して運営することや、分割して運営する方法に依り難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることがとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要である。
- 「児童数」の考え方について、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

#### (4) 施設・設備【参考すべき基準】

##### ① 専用室・専用スペース

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では、専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保することとされている。また、放課後児童クラブガイドラインでは、児童1人当たりおおむね1.65m<sup>2</sup>以上の面積を確保することが望ましいとされており、現状では、1.65m<sup>2</sup>以上の専用室又は専用スペースを確保しているクラブは約75%（16,160か所）となっている<sup>15</sup>。
- 放課後児童クラブの専用室・専用スペースは児童の生活の場であるとともに、活動の拠点でもある。児童の活動は様々な場所での活動へ広がっていくものであり、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設（例えば、学校施設や児童館、公園等）も利用することが考えられる。このため、専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えること

が適当である。

- 上記の考えに基づき、事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり1.65m<sup>2</sup>以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり1.65m<sup>2</sup>を満たしていない約25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65m<sup>2</sup>以上」とすることが適当である。
- なお、面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様<sup>16</sup>、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。
- さらに、児童の生活の場として機能するためには、面積要件のみならず、事業の目的や機能から見た考え方を示すことも必要である。例えば、安全性が確保されていること、児童が自らの生活の場として認識できること、整理整頓・清潔の維持等の基本的な生活の行為ができる環境であることなどが考えられる。
- また、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、放課後児童クラブの児童とそれ以外の児童が同じ部屋で過ごす場合も想定されるが、放課後児童クラブが生活の場であるということに鑑みると、専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。ただし、放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。
- ② その他
- その他の設備としては、現在、放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けることとされており、現状では、静養スペースを設けているクラブは約65%（13,978か所）となっている<sup>17</sup>。また、施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えることとされている。
- 放課後児童クラブは、保護者が宿間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するものである以上、体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、

<sup>14</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。（平成25年5月1日現在）

<sup>15</sup> 本報告書参考資料6「専用スペースの設置状況について」

静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

- このほか、児童福祉法の改正により対象児童の範囲が明確化されたことに伴う高学年の受け入れに当たっては、例えば、対象年齢に相応しい遊具、図書等の備品等についても適切に対応することが望ましい。

#### (5) 開所日数【参考すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所日は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされている。また、国庫補助基準では、「放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること」とされている。ただし、ニーズ調査の結果、実態として250日以上開所する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも国庫補助の対象とされている。
- 現状では、250日以上開所しているクラブは約95%（20,515か所）、200日以上開所しているクラブはほぼ100%（21,461か所）となっている<sup>18</sup>。
- 開所日数については、地域の実情に応じてその在り方を考えるべきであるが、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考える。このため、開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。

#### (6) 開所時間【参考すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされ、休日の開所時間はこれに加えて「保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること」とされている。また、国庫補助基準では、平日の開所時間は「1日平均3時間以上」、休日は「子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること」とされている。
- 開所時間別のクラブの割合を推計すると、平日については、約75%（16,145か所）のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブの開所時間数にはばらつきがみられる。休日については、ほぼ全てのクラブ（21,021か所）で8時間以上開所して

いる<sup>19</sup>。

- 開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考えるため、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適当である。
- 開所時間については、いわゆる「小一の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう、今後の政府や企業等における子育てのための短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスのための取り組みを図りつつ、子ども・子育て支援新制度の計画作成に当たって市町村が把握する保護者の利用希望も勘案し、各クラブが地域の実情に応じて開所時間を設定することが必要であり、国としても支援していくことが必要である。  
なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。

#### (7) その他の基準【参考すべき基準】

- 上記（1）から（6）までの基準のほか、放課後児童クラブの適正な運営を確保し、質の向上を図るため、他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とすべき事項について検討が必要である。
- 本委員会では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則（一般原則等）に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関すること」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当であると整理した。
- 特に、児童が安全に健やかに過ごすためには、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう、児童等の権利擁護や放課後児童クラブの運営における職員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置付けるべきである。
- このほか、安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点等について、今後、新たに作成するガイドライン等で示していくべきと考える。

### 3. その他の論点

- (1) 放課後児童クラブの利用手続について
- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところ

<sup>18</sup> 本報告書参考資料8「開所日数の状況について」

<sup>19</sup> 本報告書参考資料9「開所時間の状況について（推計）」

があり様々である<sup>20</sup>。

- このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
- 一方で、今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。したがって、市町村は、各クラブの協力を得て、放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。

#### ①あっせん・調整等について

- 上記を踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある<sup>21</sup>。
- あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。
- なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。

#### ②優先利用について

- 放課後児童クラブの対象は、児童福祉法上、保護者が労働等により屋間家庭にいない児童とされているが、就労等により屋間に保護者のいない家庭の様態は多種多样であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受け入れを実施しているところもある。
- 市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のよう

<sup>20</sup> 利用の申込みについて、市町村が窓口となっている場合が約4割、各クラブが窓口となっている場合が約6割となっている。利用の決定について、市町村が利用決定している場合が約6割、各クラブが利用決定している場合が約4割となっている。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。第3回専門委員会資料1)

<sup>21</sup> 改正後の児童福祉法では、クラブは市町村が行う情報の収集、あっせん、調整及び要請に対しできる限り協力しなければならないとされている。

な対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

#### (2) 対象年齢の明確化について

- 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。
- ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。

#### (3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の児童の居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進している。放課後子ども教室と連携しているクラブは約30%（6,402か所）<sup>22</sup>であり、年々増加している。
- また、児童厚生施設（児童館・児童センター）で実施しているクラブは約13%（2,742か所）であり、学校で実施しているものに多い。児童館ガイドライン（平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点が示されており、児童館に来館する児童と放課後児童クラブに在籍する児童が共に過ごすことができるよう遊びや活動に配慮することな

<sup>22</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ（平成25年5月1日現在）。

どが示されている。

- これらの事業等と連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要である。
- さらに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

#### (4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合には、児童福祉法に基づく事前の届出を行い事業を実施することとなるが、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能となっている。
- ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、本事業の類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるようにすることが重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。

#### (5) その他

- 障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブ数、受入児童数は年々増加しており、現状、11,050か所（約51%）、25,338人となっている<sup>23</sup>。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- また、放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成

<sup>23</sup> 本報告書参考資料10「放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について」

員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

#### おわりに

- 本報告書は、本委員会における議論を基に、省令上の基準として定める事項のほか、新たに作成するガイドライン等で示すべき事項、今後取り組んでいくことが期待される事項について、放課後児童クラブの基準に関連する内容について取りまとめたものである。
- これらの基準により市町村が放課後児童クラブの質の改善を図るために適切な財源の確保が必要である。
- 厚生労働省には、本報告書を踏まえた省令の立案や運用面の改善など必要な対応を取ることにより、放課後児童クラブの質の確保と事業内容の向上を求めるものである。

## 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過

## 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿

(平成 25 年 12 月 25 日現在)

石崎 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
◎柏女 蓮峰	淑徳大学総合福祉学部教授
川綱 新二	文京区柳町児童館館長
斎藤 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
笹川 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
中川 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、 健全育成・子育て 支援統括監
野中 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
堀内 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
松村 样子	放送大学教授
吉原 健	社会福祉法人東京聖労院参与 (前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

29

回数	開催年月日	議事内容
第1回	平成 25 年 5 月 29 日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成 25 年 6 月 26 日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第3回	平成 25 年 7 月 24 日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第4回	平成 25 年 9 月 30 日	○関係団体からのヒアリング ○その他
第5回	平成 25 年 10 月 23 日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第6回	平成 25 年 11 月 11 日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第7回	平成 25 年 12 月 11 日	○報告書（案）について ○その他

(五十音順、敬称略)

【注】◎は委員長

参考資料1

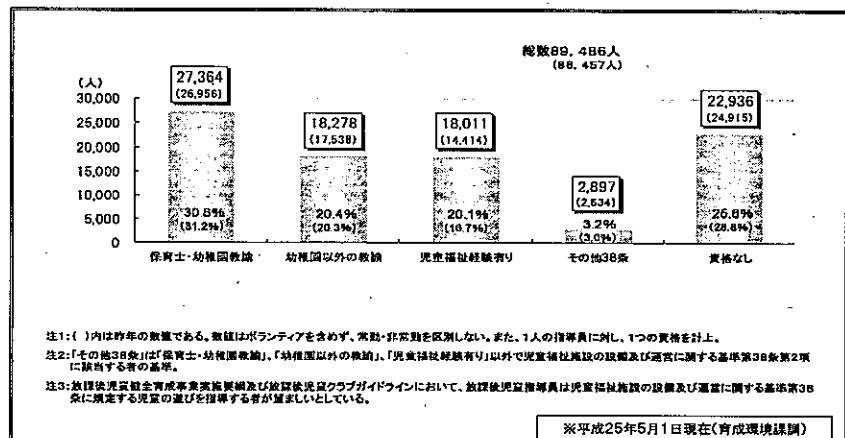
放課後児童クラブの主な改正事項

	現行	新制度施行後
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の就労や介護などを兼ねることを地方自治体はじめ関係者に周知する。 （※・附帯決議）
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数、扱うべき基準】 【施設、開所日数、時間など…参考すべき基準】
市町村の認与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先:都道府県】	事業開始前の事前の届け出など 【届け出先:市町村】
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産（学校の余裕教室など） の貸付け等による事業の促進
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・市町村子ども・子育て支援事業計画の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する義務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画内に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画内に掲げられた各年度の予算に応じて、住民にとって必要な事業の実施とその執行を図るために財政支援を行う仕組みとすること。 （※・附帯決議）
費用負担割合	 ※費用負担率の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。	 ※費用の改定にかかる費用について、本事業担当者は充當しない。 （平成24年4月12日付「子育て社会政策会議議論録」） ※放課後児童クラブ運営費は申請する際の施設面積に応じて算出するため、費用を加算して算出する。 ※子ども・子育て支援行動計画第3章第3節 ※子ども・子育て支援行動計画の向上に注力するための実施事業の達成に努める。 （厚生労働省令第3号） ※児童教員・保育士・子育て支援の実現・児童の児童化を防ぐには、1歳児班数の設定が必要であり、全国の消費税率の上昇により算出する0.7兆円強以外の0.3兆円弱について、適切に費用の算出を示す。（※・附帯決議）

参考資料3

放課後児童指導員の資格の状況

- 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約25%は、資格なしとなっている。



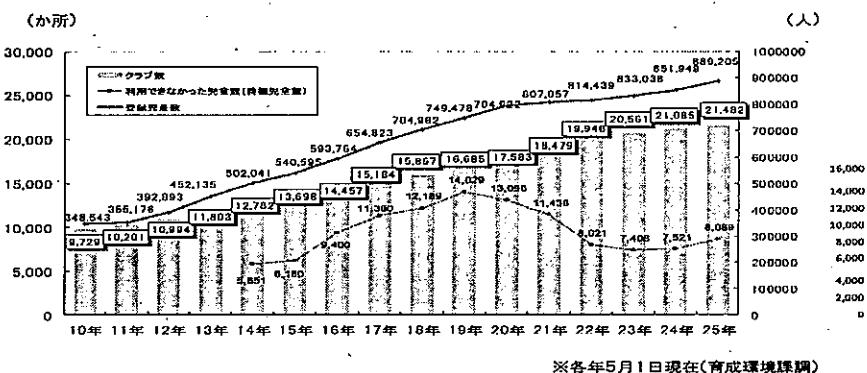
30

参考資料2

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となつた。

[参考: クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



参考資料4

「児童の遊びを指導する者」の基準

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

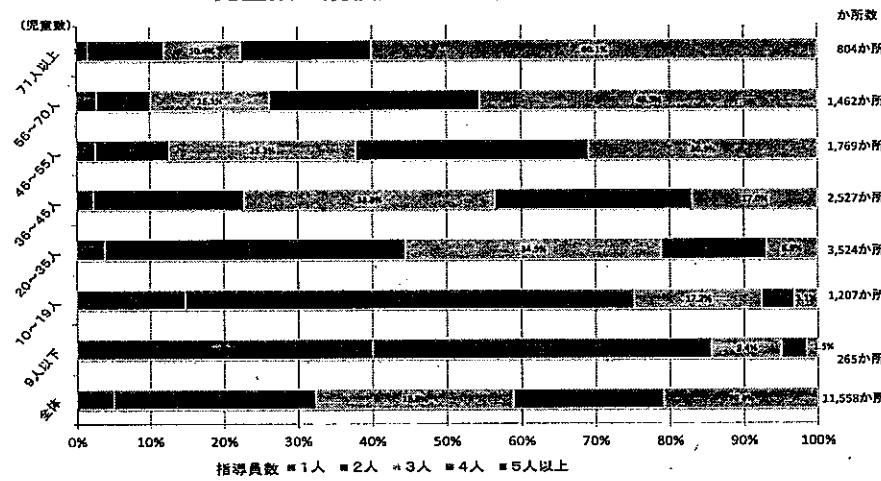
- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に從事したもの
- ・ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)  
(摘載)

- 第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。  
2児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。  
一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者  
二 保育士の資格を有する者  
三 社会福祉士の資格を有する者  
四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者  
若しくは通常の課程による二年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)  
又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に從事したもの  
五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教師となる資格を有する者  
六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの  
イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で卒業を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学への入学が認められた者  
ハ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
ニ 外国の大學生において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

参考資料5

(参考) 児童数の規模別にみた指導員数の割合



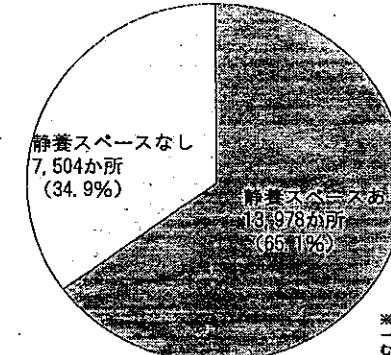
\*平成24年10月3日16時頃に從事していた者の数・登録児童数(育成環境調査)

N=11,558か所

参考資料7

静養スペースの設置状況について

- 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



\*ここで「静養スペース」とは、専用室等の一室を閑仕切り等して、休息できる空間を含む。

N = 21,482か所

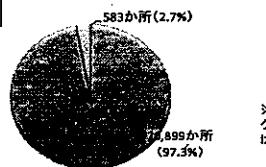
\*平成25年5月1日現在(育成環境調査)

参考資料6

専用スペースの設置状況について

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65m<sup>2</sup>以上のスペースを確保している。

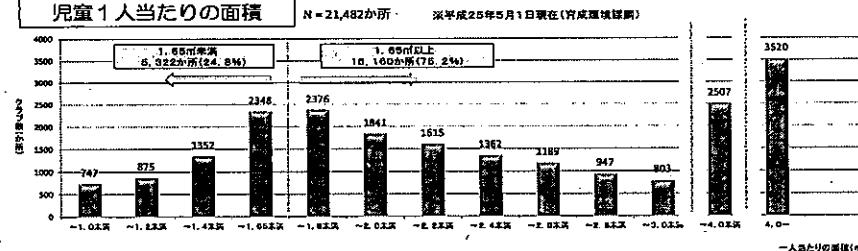
専用スペースの設置状況



\*ここで「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

\*平成25年5月1日現在(育成環境調査)

児童1人当たりの面積



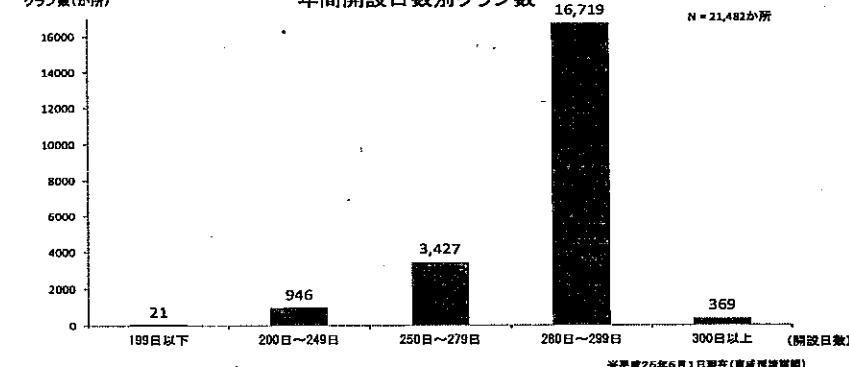
19

参考資料8

開所日数の状況について

- 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。

年間開設日数別クラブ数



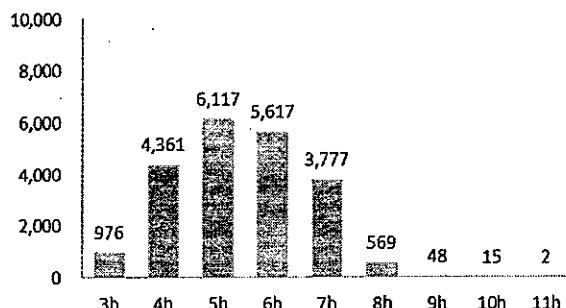
20

参考資料9

### 開所時間の状況について（推計）

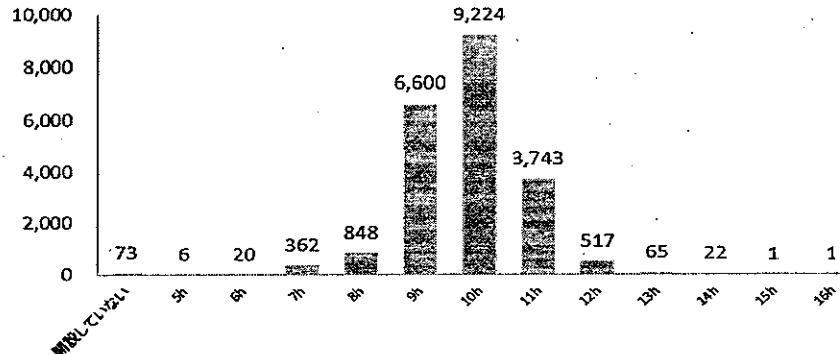
- 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。
- 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。
- \*各クラブの開所時間、英7時刻を基に開所時間を推計。（平成25年5月1日現在、育成環境調査）

平日



32

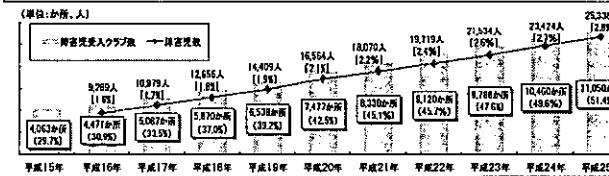
休日



参考資料10

### 放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について 【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成25年5月現在 11,050クラブ、25,338人
- 平成25年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数とともに、調査開始時と比較して2.7倍以上に増加。



(注1)各5月1日現在(育成環境調査)  
(注2)（ ）内は、全クラブ数に占める割合、〔 〕内は全児童数に占める割合  
(注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

### 【障害児の受入推進のための国の補助】

#### <運営費>

- 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を上乗せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,608千円(平成25年度予算)

#### <整備費>

- 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。

※補助額:1,000千円(平成25年度予算)

【障害児受入推進に係る補助事業の沿革】  
平成13年度 障害児受入促進実行基準の創設  
【障害児を4人以上受入れるクラブへの加算】  
平成15年度 人數要件の緩和(障害児4人以上→2人以上)  
平成16年度 人數要件の緩和(障害児2人以上→1人以上)  
平成20年度 市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更  
・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増  
687千円→1,421千円

# 放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

## <主な基準>

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

### 支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

### 設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上

### 職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

### 児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

### 開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

### 開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

### その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応など

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第一項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第一項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の一第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第一

条の規定による基準

二 法第三十四条の八の一第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 ノの省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

三 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されるいふを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上せらるるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第一条 法第三十四条の八の一第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されるいふを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生

活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採

光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熟意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さんざん</sup>に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに一人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課

後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。) をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を

有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大學生において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対し一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならぬ。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

五 利用定員

六 通常の事業の実施地域

七 事業の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行つた支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に

掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

#### (保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### (関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密

接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

#### (職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年二月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用について

は、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十一年三月三十一日までに修了するこ  
とを予定している者を含む。）」とする。

雇児発 0530 第1号  
平成26年5月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

#### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)が本年4月30日に公布されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

#### 記

#### 第一 基準の内容

##### 1 総論関係

###### (1) 基準の区分(基準第1条第1項)

基準第1条第1項は、基準のうち、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数(基準第10条(第4項を除く。)及び附則第2条)については従うべき基準、その他の事項については参考すべき基準と区分することを定めるものである。

###### (2) 基準の目的及び向上(基準第1条第2項及び第3項)

① 基準第1条第2項は、基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)

が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするものである。

② 同条第3項は、厚生労働大臣は、基準を常に向上させるよう努めるものとするものである。

###### (3) 最低基準の目的及び向上(基準第2条及び第3条)

① 基準第2条は、法第34条の8の2第1項の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとするものである。

② 基準第3条第1項は、市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるものとするものである。

③ 基準第3条第2項は、市町村は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとするものである。

###### (4) 最低基準と事業者(基準第4条)

基準第4条は、事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないとともに、最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないとするものである。

###### (5) 放課後児童健全育成事業の一般原則(基準第5条)

① 基準第5条第1項は、放課後児童健全育成事業における支援の目的について定めるものである。放課後児童健全育成事業における「支援」は、放課後児童健全育成事業の対象となる児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないものとするものである。

② 同条第2項から第5項までは、事業の一般原則として、

- ・ 利用者の人権への配慮、人格を尊重して運営すること
- ・ 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明に努めること
- ・ 運営の内容についての自己評価、結果の公表に努めること

放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「事業所」という。）の構造設備について、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けなければならないことについて定めるものである。

#### （6）事業者と非常災害対策（基準第6条）

① 基準第6条第1項は、消火用具、非常口等非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的な計画の策定、訓練の実施に努めなければならないとするものである。各事業所においては、防災マニュアル等を備えておくことが望ましい。

② 同項第2項は、訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならないとするものである。

ここでの「定期的」な訓練の実施については、一定の継続性が必要であることや、小学校の学期の区切りにおいて児童の入れ替わりが想定されること等諸般の事情を考慮し、少なくとも年2回以上実施することが望ましい。

#### （7）事業者の職員の一般的要件（基準第7条）

基準第7条は、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないものである。

ここでの「利用者の支援に従事する職員」には、放課後児童支援員（3の（1）及び（3）参照）だけでなく、補助員（3の（2）参照）も含まれるものである。

#### （8）事業者の職員の知識及び技能の向上等（基準第8条）

① 基準第8条第1項は、事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとするものである。

② 同条第2項は、事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないとするものである。

### 2 設備に関する基準

#### （1）専用区画の設置（基準第9条第1項）

基準第9条第1項に規定する「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいい、「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものである。ここでの「遊び及び生活の場」とは、児童にとって安心・安全であり、静かに過ごせる場をいうものであり、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

なお、「専用区画」に静養スペースがなく、別の部屋に設置されている場合でも、

「静養するための機能」を備えていると取り扱って差し支えないが、例えば、静養が必要な利用者がいる場合にのみ保健室を開設するような場合に、当該保健室の面積を専用区画の面積の算定の基礎に含めることは適当でない（（2）参照）。

#### （2）専用区画の面積（基準第9条第2項）

基準第9条第2項の「児童1人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上」とは、専用区画の面積を児童の数で割った値をいうものである。ここで「児童の数」の考え方については、3の（4）の「児童の数」と同義である。

専用区画は、（1）のとおり、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まない。

#### （3）専用区画等の考え方（基準第9条第3項）

基準第9条第3項の「放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない」とは、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて専用区画等を放課後児童健全育成事業の専用とすることをいうものであり、事業所を開所していない時間帯に他の事業等に利用することを妨げるものではない。

また、同項の「利用者の支援に支障がない場合」とは、例えば、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一緒に実施する際に、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごす場合が考えられる。この場合でも、専用区画の面積については、利用者の数を基礎として算定されるものであることから、利用者の生活の場としての機能が十分担保されるよう、例えば、全ての児童を対象としたプログラムを実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、十分配慮した運営を行うこと。

#### （4）専用区画等の衛生及び安全（基準第9条第4項）

基準第9条第4項は、専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないとするものである。

### 3 職員に関する基準

#### （1）放課後児童支援員の配置（基準第10条第1項）

基準第10条第1項は、事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員（（3）参照）を置かなければならないとするものである。具体的な配置基準については、同条第2項で定めている（（2）参照）。

#### （2）放課後児童支援員の数（基準第10条第2項）

基準第10条第2項は、職員の配置基準を定めるものである。放課後児童支援員は、（4）の「支援の単位」ごとに2人以上置くこととするが、その1人を除き、補助員

(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができるものとする。

なお、事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす必要がある。

#### (3) 放課後児童支援員の資格（基準第10条第3項）

基準第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件について定めるものである。放課後児童支援員の資格は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項に規定する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者（同項各号のいずれかに該当する者）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者を基本としているが、具体的には、基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。なお、「都道府県知事が行う研修」については、本年夏頃を目途に別途お示しする予定である。

同項第9号については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号では定められていないが、放課後児童健全育成事業が児童と継続的に関わる事業であることに鑑み、資格要件の一つとして設けたものである。この「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者をいうものである。

#### (4) 支援の単位（基準第10条第4項）

基準第10条第2項の「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模を表すものである。

また、一の支援の単位を構成する「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいうものである。

なお、ここでの「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。

#### (5) 職員の考え方（基準第10条第5項）

基準第10条第5項の「支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とは、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいう。

同項の「利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」とは、例えば、利用者が20人未満の小規模の事業所について、最低1人の放課後児童支援員が専任であって、その1人を除く放課後児童支援員又は補助者（以下「放課後児童支援員等」と

いう。）が同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務しており、当該職員が利用者の安全管理等を行うことができる環境にある場合が考えられる。

また、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合についても、放課後児童支援員等は利用者の支援を行うものであるため、例えば、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、当然、放課後子供教室のプログラムの実施や安全管理等を行う人材が必要となるものであり、放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることは認められない。

ただし、一体的に事業を実施する場合には、利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことが望ましいことから、上記のとおり、両事業において適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことを妨げるものではない。

#### 4 運営に関する基準

##### (1) 利用者を平等に取り扱う原則（基準第11条）

基準第11条は、事業者に対し、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをすることを禁止するものである。

##### (2) 虐待等の禁止（基準第12条）

基準第12条は、事業者の職員に対し、利用者に対して法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を禁止するものである。

（参考）児童福祉法第33条の10

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 衛生管理等（基準第 13 条）

- ① 基準第 13 条第 1 項は、事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないとするものである。
- ② 同条第 2 項は、事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものである。
- ③ 同条第 3 項は、事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適切に行わなければならないとするものである。

(4) 運営規程（基準第 14 条）

基準第 14 条は、事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬとするものである。これは、事業の適切な運営や利用者に対する適切な支援の提供を確保するため、同条第 1 号から第 11 号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを事業所ごとに義務付けたものである。

① 職員の職種、員数及び職務の内容（第 2 号）

当該事業所の職員の職種（放課後児童支援員、補助員等）ごとに、員数、職務の内容を定めること。

② 支援の内容及び当該支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額（第 4 号）

「利用者の保護者が支払うべき額」には、利用料のほか、おやつ代、傷害保険料等、利用料以外にも支払うべき額がある場合には、当該額についても含まれるものである。

③ 利用定員（第 5 号）

利用定員は、事業所において、同時に支援の提供を受けることができる児童の数の上限をいうものである。なお、複数の支援の単位が設置されている場合にあっては、当該支援の単位ごとに利用定員を定めること。

④ 通常の事業の実施地域（第 6 号）

通常事業を実施しようとする範囲の目安を示すものであり、当該地域を越えて事業を実施することを妨げるものではない。

⑤ 事業の利用に当たっての留意事項（第 7 号）

利用者が事業を利用する際に留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。

⑥ 緊急時等における対応方法（第 8 号）

利用者に体調の急変が生じた場合等に、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることなどが考えられる。

⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（第 10 号）

虐待防止に関する責任者の配置等に係る必要な体制の整備、その職員に対する研

修の実施等が考えられる。

⑧ その他事業の運営に関する重要な事項（第 11 号）

苦情解決の体制等事業の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。

(5) 事業者が備える帳簿（基準第 15 条）

基準第 15 条は、事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないとするものである。

(6) 秘密保持等（基準第 16 条）

- ① 基準第 16 条第 1 項は、事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとするものである。
- ② 同条第 2 項は、事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないとするものである。

(7) 苦情への対応（基準第 17 条）

- ① 基準第 17 条第 1 項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、
  - ・ 苦情受付の窓口を決めること
  - ・ 事業所内における苦情解決のための手続を明確化すること
  - ・ 苦情受付窓口及び苦情解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること
 等の措置をいうものである。

- ② 同条第 3 項は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第 85 に規定する調査にできる限り協力することとするものである。

なお、苦情への対応に関しては、「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」（平成 12 年 8 月 22 日障第 615 号・老発第 598 号・児発第 707 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）の内容も参考にされたい。

(8) 開所時間及び日数（基準第 18 条）

基準第 18 条は、事業者は、

- ・ 小学校の授業の休業日（土曜日、日曜日、長期休業期間等）については 1 日につき 8 時間以上、
- ・ 小学校の授業の休業日以外の日（授業のある平日）については 1 日につき 3 時間以上

を原則として、事業所ごとに開所時間を定めることとするものである。

また、事業者は、1年につき250日以上を原則として、事業所ごとに開所日数を定めることとするものである。

(9) 保護者との連絡（基準第19条）

基準第19条は、事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないとするものである。

(10) 関係機関との連携（基準第20条）

基準第20条は、事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならぬとするものである。

特に、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、小学校等における利用者の状況と事業所における利用者の状況について、小学校等の教職員との情報共有を図ることが重要である。このため、事業者は小学校等との間で、定期的に情報連携を図ることが望ましい。ただし、個人情報の取扱いには留意が必要である。

(11) 事故発生時の対応（基準第21条）

基準第21条は、利用者が安心して支援の提供を受けられるよう、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応について定めるものである。

① 同条第1項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとするものである。

② 同条第2項は、事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないとするものである。

このほか、以下の点に留意すること。

- ・ 事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと
- ・ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに事業を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと
- ・ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることが求められること

5 経過措置（基準附則第2条）

基準附則第2条は、基準の施行の日から平成32年3月31日までの間、基準第10条第3項の規定の適用については、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に、平成32年3月31日までに研修を修了することを予定している者を含めるものとするものである。

第二 施行期日

基準は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長  
( 公 印 省 略 )

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について

本日、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成 26 年 5 月 30 日雇児育発 0530 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）が発出され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）の趣旨及び内容が示されたところであるが、基準第 10 条第 3 項第 9 号の取扱いについては、下記の事項に留意されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

基準第 10 条第 3 項第 9 号の「2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とは、局長通知 3 の（3）のとおり、「遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者」としている。この者は、最終的には市区町村長の判断となるが、例えば、放課後子供教室に従事していた者のほか、地方公共団体や民間団体が実施する、児童の遊びの場を提供する事業（いわゆる「プレイパーク」や「民間学童」など、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」の届出を行わずに実施している類似の事業など）において、児童と継続的な関わりを持っていた者等が考えられる。ここでは、児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象であり、例えば、学習支援を目的とする塾等で、児童に対し継続的に勉強を教えていたとしても、他に遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験がない限り、対象とはならないこと。

また、ここでの「継続的」とは、2 年以上従事し、かつ、総勤務時間が 2000 時間程度あることが一定の目安と考えられること。

# 「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯及びポイント

## 策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

## 策定の3つの視点

- ① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に發揮できるような観点で内容を整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

## 運営指針の4つのポイント

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関することなど、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○ 「放課後児童クラブ運営指針」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を策定した。  
委員会等のメンバーは、以下のとおり。

(五十音順、敬称略、○は座長、○はWG座長、\*はWGメンバー)

氏名	所属	氏名	所属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課 湯島児童館 主査 育成室担当	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係 母子自立支援員・婦人相談員	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	千葉県浦安市こども部青少年課長	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	○野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
○柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	<事務局>	みづほ情報総研株式会社
		山岡 由加子*	社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

# 「放課後児童クラブ運営指針」の概要

(平成27年3月31日策定・公表)

## 運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を規定

## 運営指針の主な内容

### 第1章 総則

#### ○ 放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

- ☞ 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義。
- ☞ 育成支援の基本的な考え方として、①子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮して子どもが自ら危険を回避できるようにしていく、②子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ること。
- ☞ 放課後児童クラブの役割として、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うこと。

### 第2章 事業の対象となる子どもの発達

#### ○ 児童期(6~12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

- ☞ 放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要。
- ☞ 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳~8歳(低学年)、9歳~10歳(中学年)、11歳~12歳(高学年)の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが必要。

### 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

#### ○ 育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもや児童虐待など特に配慮を必要とする子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

- 放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わること、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすること、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、その援助を適切に行うことが必要。
- 育成支援に当たって放課後児童支援員等に求められる主な内容として、①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助、②子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助、③子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助、など9つを明記。

## 第4章 放課後児童クラブの運営

### ○省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

- 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこと、子ども集団の規模(支援の単位)は、おおむね40人以下、開所日は、1年につき250日以上を原則、保育所との連続性を考慮し、新1年生は4月1日より受け入れを可能にするなど

## 第5章 学校及び地域との関係

### ○連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

- 学校等との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その際、個人情報の保護や秘密の保持については事前の取り決めが必要。
- 自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るために、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを実施。

## 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### ○省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

- 子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画(子ども1人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上を確保)が必要。

## 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

### ○運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

- 運営主体は、社会的信頼を得て、法令を遵守し、子どもや保護者的人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むことが必要。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容等について職員間で共有。

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「放課後児童クラブ運営指針」の策定について

52

子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)により改正された児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、厚生労働省においては、平成 26 年 4 月 30 日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令基準」という。)を策定し、全国的な一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとしたところである。

平成 27 年 4 月からは、省令基準を踏まえて策定される各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されることになるため、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていく必要があることから、今般、「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、別紙のとおり、事業者(運営主体)及び実践者向けの「放課後児童クラブ運営指針」(以下「運営指針」という。)を新たに策定し、国として放課後児童クラブに関する運営及び設備についてのより具体的な内容を定め、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

この新たな運営指針の策定に当たっては、

- ① 放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化する
- ② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に發揮できるような観点で内容を整理する
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要な内容を充実する

との観点で策定したところであり、各市町村においては、本運営指針に基づき管内の放課後児童クラブが適正かつ円滑に事業運営されているかを定期的に確認し、必要な指導及び

助言を行うなど、放課後児童クラブの一定水準の質の確保及びその向上が図られるよう、御尽力いただきたい。

また、貴職におかれましては、管内の市町村及び放課後児童クラブの関係者等に周知徹底を図っていただくようお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

また、「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成 19 年 10 月 19 日雇児発第 1019001 号)は本通知の施行に伴い廃止する。

## 放課後児童クラブ運営指針

### 1. 放課後児童クラブ運営指針の目次構成

第1章 総則
1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
第2章 事業の対象となる子どもの発達
1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容
1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
第4章 放課後児童クラブの運営
1. 職員体制
2. 子ども集団の規模（支援の単位）
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関する留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開
第5章 学校及び地域との関係
1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校・児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策
1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策
第7章 職場倫理及び事業内容の向上
1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

### 2. 放課後児童クラブ運営指針

#### 第1章 総則

##### 1. 趣旨

(1) この運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（以下「育成支援」という。）の内容に関する事項及びこれに関する事項を定める。

(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体は、この運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。

##### 2. 放課後児童健全育成事業の役割

(1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学部の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

(2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。

(3) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

##### 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

###### (1) 放課後児童クラブにおける育成支援

放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

###### (2) 保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等

の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

### (3) 放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。

### (4) 放課後児童クラブの社会的責任

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。
- ② 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保しなければならない。
- ③ 放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、子どもの育成支援の充実を図るために、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ④ 放課後児童クラブの運営主体は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該放課後児童クラブが行う育成支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ⑤ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- ⑥ 放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

## 第2章 事業の対象となる子どもの発達

放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められる。このため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。

### 1. 子どもの発達と児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期・思春期・青年期との間にあり、児童期と呼ばれる。

児童期の子どもは、学校、放課後、家庭のサイクルを基本とした生活となる。

学校において基礎学力が形成されることに伴い、知的能力や言語能力、規範意識等が発達する。また、身長や体重の増加に伴って体力が向上し、遊びも活発化する。

社会性の発達に伴い、様々な仲間集団が形成されるなど、子ども同士の関わりも変化

する。さらに、想像力や思考力が豊かになることによって遊びが多様化し、創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期には、幼児期の発達的特徴を残しつつ、思春期・青年期の発達的特徴の芽生えが見られる。子どもの発達は、行きつ戻りつの繰り返しを経ながら進行していく。

子どもは、家庭や学校、地域社会の中で育まれる。大人との安定した信頼関係のもとで、「学習」、「遊び」等の活動、十分な「休息」、「睡眠」、「食事」等が保障されることによって、子どもは安心して生活し育つことができる。

### 2. 児童期の発達の特徴

児童期の発達には、主に次のような特徴がある。

- ものや人に対する興味が広がり、その興味を持続させ、興味の探求のために自らを律することができるようになる。
- 自然や文化と関わりながら、身体的技能を磨き、認識能力を発達させる。
- 学校や放課後児童クラブ、地域等、子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる。
- 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を見出せるようになる。
- 発達に応じて「親からの自立と親への依存」、「自信と不安」、「善悪と損得」、「具体的思考と抽象的思考」等、様々な心理的葛藤を経験する。

### 3. 児童期の発達過程と発達領域

児童期には、特有の行動が出現するが、その年齢は固定的なものではなく、個人差も大きい。目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分することができる。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

#### (1) おおむね6歳～8歳

子どもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。

遊び自体の楽しさの一一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。

ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。

大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

#### (2) おおむね9歳～10歳

論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに

注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。

遊びに必要な身体的技能がより高まる。

同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。

言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。

この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

#### (3) おおむね 11 歳～12 歳

学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。

大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。

身体面において第2次性徵が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。

### 4. 児童期の遊びと発達

放課後児童クラブでは、休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等の取り組みや、基本的な生活に関すること等、生活全般に関わることが行われる。その中でも、遊びは、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性等の諸能力が統合化される他に代えがたい不可欠な活動である。

子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる。そして、遊びを通じて、他者との共通性と自身の個性とに気付いていく。

児童期になると、子どもが関わる環境が急速に拡大する。関わる人々や遊びの種類も多様になり、活動範囲が広がる。また、集団での遊びを継続することもできるようになっていく。その中で、子どもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見いだし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

子どもは、遊びを通じて成功や失敗の経験を積み重ねていく。子どもが遊びに自発的に参加し、遊びの楽しさを仲間の間で共有していくためには、大人の援助が必要なこともある。

### 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

#### (1) おおむね 6 歳～8 歳の子どもへの配慮

○ 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。

○ 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるよう心掛ける。

○ 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

#### (2) おおむね 9 歳～10 歳の子どもへの配慮

○ 「9、10 歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるよう心掛ける。

○ 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

#### (3) おおむね 11 歳～12 歳の子どもへの配慮

○ 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。

○ ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。

○ 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

#### (4) 遊びと生活における関わりへの配慮

子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。

子どもが放課後児童クラブの中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

## 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

### 1. 育成支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が労働あるいは疾病や介護等により授業の終了後の時間帯（放課後、学校休業日）に子どもの養育ができない状況によって、放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、その期間を子どもが自ら進んで通い続けるためには、放課後児童支援員等が保護者と連携して育成支援を行う必要がある。

(2) 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達が一緒に過ごす場である。放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、子どもが安心して過ごせるようにし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。

- (3) 子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、子どもが発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行う必要がある。
- (4) 子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブに通うことについて、その必要性を子どもが理解できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子どもの様子を日常的に保護者に伝え、放課後児童支援員等と保護者がお互いに子どもの様子を伝え合えるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブに通うことに関して、学校と情報交換し、連携する。
    - ・ 子どもの遊びや生活の環境及び帰宅時の安全等について、地域の人々の理解と協力が得られるようにする。
  - ② 子どもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
    - ・ 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておくとともに、連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。
    - ・ 子どもの来所時には、子どもが安心できるように迎え入れ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握する。
    - ・ 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに保護者と連絡をとる。
  - ③ 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
    - ・ 子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるようにし、主体的に生活できるように援助する。
    - ・ 放課後児童支援員等は、子ども全体に共通する生活時間の区切りをつくり、柔軟に活用して子どもが放課後の時間を自己管理できるように援助する。
    - ・ 放課後児童クラブにおける過ごし方や生活時間の区切り等は、保護者にも伝え理解を得ておく。
  - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。
    - ・ 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。
    - ・ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
  - ⑤ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
    - ・ 子ども達が協力し合って放課後児童クラブの生活を維持していくことができるようとする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達と一緒に生活していることを考慮する。
    - ・ 子どもが仲間関係をつくりながら、自発的に遊びをつくり出すことができるよ

うにする。

- ・ 遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気付くこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように、適切に援助する。
- ・ 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、放課後児童支援員等が協力して適切に対応する。
- ・ 屋内外ともに子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくる。その際、製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫することも考慮する。
- ・ 子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- ・ 放課後児童クラブの子ども達が地域の子ども達と一緒に遊んだり活動したりする機会を設ける。
- ・ 地域での遊びの環境づくりへの支援も視野に入れ、必要に応じて保護者や地域住民が協力しながら活動に関わることができるようにする。
- ⑥ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
  - ・ 子ども一人ひとりの放課後児童クラブでの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重する。
  - ・ 子どもが放課後児童支援員等に悩みや相談事も話せるような信頼関係を築く。
  - ・ 行事等の活動では、企画の段階から子どもの意見を反映させる機会を設けるなど、様々な発達の過程にある子どもがそれぞれに主体的に運営に関わることができるよう工夫する。
- ⑦ 子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
  - ・ 発達過程にある子どもの成長にあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつを適切に提供する。おやつの提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫する。
  - ・ おやつの提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにする。
  - ・ 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。
- ⑧ 子どもが安全に安心して過ごすことができるよう環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
  - ・ 子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
  - ・ 子どもが危険に気付いて判断したり、事故等に遭遇した際に被害を最小限にしたりするための安全に関する自己管理能力を身に付けられるように援助する。

- 事故やケガ、災害等の緊急時に子どもの安全が守られるように、対応方針を作成して定期的に訓練を行う。
- ⑨ 放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。
- 放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝える。
  - 子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるように支援する。

## 2. 障害のある子どもへの対応

### (1) 障害のある子どもの受け入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受け入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手順等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受け入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

### (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等について工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

## 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

### (1) 児童虐待への対応

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められる。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、放課後児童クラブの運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して放課後児童クラブとして適切な対応を図らなければならない。

### (2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるよう努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市町村、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

### (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

- 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

## 4. 保護者との連携

### (1) 保護者との連絡

- 子どもの出欠席についてあらかじめ保護者からの連絡を確認しておく。
- 放課後児童クラブにおける子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と放課後児童クラブで情報を共有する。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信、保護者会、個人面談等の様々な方法を有効に活用する。

### (2) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて市町村や関係機関と連携する。

### (3) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設けるなどして、保護者との協力関係をつくる。
- 保護者組織と連携して、保護者が互いに協力して子育ての責任を果たせるように支援する。

## 5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

### (1) 育成支援に含まれる職務内容

- 放課後児童クラブにおける育成支援に係る職務内容には、次の事項が含まれる。
- 子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成し、保護者と共通の理解を得られるようにする。
  - 日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。
  - 職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。
  - 通信や保護者会等を通して、放課後児童クラブでの子どもの様子や育成支援に当たって必要な事項を、定期的かつ同時にすべての家庭に伝える。

### (2) 運営に関わる業務

- 放課後児童クラブの運営に関わる業務として、次の取り組みも必要とされる。
- ・ 業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）
  - ・ 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
  - ・ おやつの発注、購入等
  - ・ 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
  - ・ 保護者との連絡調整
  - ・ 学校との連絡調整
  - ・ 地域の関係機関、団体との連絡調整
  - ・ 会計事務
  - ・ その他、事業運営に関する記録

## 第4章 放課後児童クラブの運営

### 1. 職員体制

- (1) 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。
- (2) 放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに育成支援を行わなければならない。なお、放課後児童クラブを利用する子どもが20人未満の場合で、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

(3) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

- (4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

### 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ど�数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おむね40人以下とする。

### 3. 開所時間及び開所日

- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

### 4. 利用の開始等に関わる留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。
- (3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。
- (4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- (5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

## 5. 運営主体

- (1) 放課後児童健全育成事業は、市町村が行うこととし、放課後児童クラブの運営については、育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的、安定的に運営することが求められる。
- (2) 放課後児童クラブの運営主体は、次の点に留意して運営する必要がある。
- 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。
  - 地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、放課後児童クラブの運営の内容を適切に説明するよう努める。
  - 放課後児童クラブの運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努める。
  - 子どもや保護者の国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしない。
  - 放課後児童クラブごとに事業の運営についての重要事項（①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所時間及び開所日、④育成支援の内容及び利用料、⑤定員、⑥事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項）に関する運営規程を定め、また、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
  - 放課後児童クラブの運営主体に変更が生じる場合には、育成支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるよう努めるとともに、保護者の理解が得られるよう努める必要がある。

## 6. 労働環境整備

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- (2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。
- (3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

## 7. 適正な会計管理及び情報公開

- (1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- (2) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 75 条第 1 項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

## 第 5 章 学校及び地域との関係

### 1. 学校との連携

- (1) 子どもの生活の連続性を保障するために、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- (3) 子どもの遊びと生活の場を広げるために、学校の校庭、体育館や余裕教室等を利用できるように連携を図る。

### 2. 保育所、幼稚園等との連携

- (1) 新 1 年生については、子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。
- (2) 保育所、幼稚園等との子ども同士の交流、職員同士の交流等を行う。

### 3. 地域、関係機関との連携

- (1) 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図る。
- (2) 地域住民の理解を得ながら、地域の子どもの健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を積極的に活用し、放課後児童クラブの子どもの活動と交流の場を広げる。
- (3) 事故、犯罪、災害等から子どもを守るために、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- (4) 子どもの病気やケガ、事故等に備えて、日常から地域の保健医療機関等と連携を図る。

### 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
  - 学校施設を活用する場合には、放課後児童クラブの運営主体が責任をもって管理運営に当たるとともに、施設の使用に当たって学校や関係者の協力が得られるよう努める。
  - 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子供教室と一体的に実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの生活の場としての機能を十分に担保し、育成支援の環境に配慮する。なお、放課後子供教室への参加に当たっては、体調や帰宅時刻等の理由から参加できない子どもがいることも考慮する。
  - 放課後子供教室の企画内容や準備等について、円滑な協力ができるように放課後子供教室との打合せを定期的に行い、学校区ごとに設置する協議会に参加するなど

関係者間の連携を図る。

#### (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

- 児童館の中で放課後児童クラブを実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。
- 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように、遊びや活動に配慮する。
- 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用する。

### 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

#### 1. 施設及び設備

##### (1) 施設

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要である。
- 専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね $1.65\text{ m}^2$ 以上を確保することが求められる。
- 室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも求められる。
- 子どもの遊びを豊かにするため、屋外遊びを行う場所を確保することが求められる。その際、学校施設や近隣の児童遊園・公園、児童館等を有効に活用する。
- 子どもの遊び及び生活の場の他に、放課後児童支援員等が事務作業や更衣ができるスペース等も求められる。

##### (2) 設備、備品等

- 衛生及び安全が確保された設備を備え、子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品、遊びを豊かにするための遊具及び図書を備える。
- 年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫する。

#### 2. 衛生管理及び安全対策

##### (1) 衛生管理

- 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。

##### (2) 事故やケガの防止と対応

- 日常の遊びや生活の中で起きた事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、子どもの年齢や発達の状況を理解して、子どもが自らの安全を守るために行動について学習し、習得できるよう援助する。
- おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等及び子どもに適切な安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

##### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

##### (4) 来所及び帰宅時の安全確保

- 子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合って安全を確保する。
- 保護者と協力して、地域組織や関係機関等と連携した、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行う。

### 第7章 職場倫理及び事業内容の向上

#### 1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

- 放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組むことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課

後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

(2) 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

- 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- 守秘義務を遵守する。
- 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- 放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

## 2. 要望及び苦情への対応

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する。
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。
- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

## 3. 事業内容向上への取り組み

- (1) 職員集団のあり方
  - 放課後児童支援員等は、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、事業内容の向上を目指す職員集団を形成する。
  - 放課後児童支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に关心を持ち、育成支援に当たっての課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- (2) 研修等
  - 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内の教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
  - 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
  - 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるよ

うに、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

## (3) 運営内容の評価と改善

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するよう努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

履児発 0521 第 19 号  
平成 27 年 5 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について

子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連 3 法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供に当たっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施し、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

記

#### 1 事業の種類

- (1) 保育の質の向上のための研修事業
- (2) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- (3) 家庭的保育者等研修事業
- (4) 居宅訪問型保育研修事業
- (5) 病児・病後児保育研修事業
- (6) 病児・病後児保育（訪問型）研修事業
- (7) 放課後児童支援員等研修事業
- (8) ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業

#### 放課後児童支援員等研修事業実施要綱

##### I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）

###### 1 趣旨・目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために実施するものである。

認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日履児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

###### 2 実施主体

認定資格研修の実施主体は、都道府県とする。

ただし、都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市町村（特別区を含む。以下同じ。）、民間団体等に事業の一部を委託することができる。

###### 3 実施内容

###### (1) 研修対象者

基準第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

###### (2) 定員

1 回の認定資格研修の定員は、おおむね 100 名程度までとする。

ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね 100 名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。

###### (3) 研修項目・科目及び研修時間数（24 時間）等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、別紙のとおりとし、都道府県の実情に応じて研修科目等を追加して実施しても差し支えない。

また、授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施するものとする。

特に、講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。

(4) 研修期間等

1回の認定資格研修については、原則として2～3か月以内で実施するものとする。ただし、都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施しても差し支えない。

また、認定資格研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するものとする。

(5) 研修の教材

認定資格研修の教材は、別紙に定める内容を網羅し、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用するものとする。

(6) 科目の一部免除

都道府県は、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除することができるものとする。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者

別紙の「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者

別紙の「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

(7) 既修了科目的取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目的取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を発行することができるものとする。

(8) 修了評価

認定資格研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

なお、受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価（判定）を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

4 実施手続

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

ア 受講の申込み及び受講資格の確認

都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認を行うこととし、各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等により、確實に要件の確認を行わなければならない。その実施に当たっては、市町村と連携及び協力して、円滑に実施できるような工夫が必要である。なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認については、当該市町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により行うこと。

イ 受講者本人の確認

都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。

なお、①及び②の確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報を事前に周知する必要がある。

(2) 受講場所

認定資格研修の受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講するものとする。

(3) 修了の認定・修了証の交付

都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕（様式第2号）を都道府県知事名で交付するものとする。

ただし、修了の認定及び修了証の交付については、委託することができない。

5 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成するものとする。

(2) 認定者名簿の管理

都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(3) 修了証の再交付等

都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じたこと、又は修了証を紛失（又は汚損）したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続を行うものとする。

(4) 認定の取消

都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

- ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- イ 唐突等の禁止（基準第12条）に違反した場合
- ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合
- エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

(様式第1号：用紙規格は日本工業規格A4縦型)

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

#### 6 留意事項

- (1) 都道府県は、認定資格研修の実施に当たって、管内の市町村や関係団体等と十分な連携を図り、効果的に円滑な実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 都道府県又は本事業の委託を受けた者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

#### 7 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

#### 8 費用の補助

国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働

省令第63号）第10条第3項に規定する研修において、次の研修科目を修了  
したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

都道府県知事名

(様式第2号-①:用紙規格は日本工業規格A4縦型)

(様式第2号-②)

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏名  
年月日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

年月日

都道府県知事名

第〇〇〇〇〇〇〇号

放課後児童支援員認定資格研修修了証  
(携帯用)

氏名  
年月日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

年月日

都道府県知事名

別紙

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の  
項目・科目、時間数、ねらい、主な内容及び講師要件等

【研修項目・科目と研修時間数（16科目 24時間（90分×16）】

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5時間・90分×3）

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識（6.0時間・90分×4）

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5時間・90分×3）

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3時間・90分×2）

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3時間・90分×2）

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3時間・90分×2）

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
時間数	1.5時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。</li> <li>○放課後児童健全育成事業の役割について理解している。</li> <li>○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。</li> </ul>
ボイント	<p>○主に、児童福祉法第6条の3第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第1項、放課後児童クラブ運営指針第1章の2及び放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の目的、役割及び制度の内容について理解を促す。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業の目的及び役割             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的</li> <li>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の役割</li> </ul> </li> <li>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村が定める設備及び運営に関する基準条例の役割</li> <li>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項</li> </ul> </li> <li>○放課後児童クラブ運営指針の内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブ運営指針の役割</li> <li>・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容</li> </ul> </li> <li>○放課後児童支援員認定資格研修事業の内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員認定資格制度の目的</li> <li>・放課後児童支援員認定資格研修事業の主な内容</li> </ul> </li> </ul>
講師要件	ア 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員
備考	

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
時間数	1.5 時間（90分）
ね ら い シ ト 主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業の一般原則について理解している。</li> <li>○放課後児童クラブにおける権利擁護及び法令遵守の基本について理解している。</li> <li>○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利についての基礎を学んでいる。</li> </ul> <p>○主に、児童福祉法第33条の10、第33条の11及び第33条の12、児童の権利に関する条約、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条、第12条、第14条、第16条、第17条及び第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(4)の内容に基づいて学び、放課後児童健全育成事業の一般原則及び権利擁護、法令遵守の基本と子ども家庭福祉の理念について理解を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童健全育成事業の一般原則の内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容</li> <li>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における権利擁護及び法令遵守の内容</li> </ul> </li> <li>○放課後児童クラブの社会的責任           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童クラブの社会的責任の内容</li> <li>・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重して運営を行うことの大切さ</li> </ul> </li> <li>○放課後児童クラブにおける子どもへの虐待等の禁止と予防           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解</li> <li>・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的な内容</li> </ul> </li> <li>○子ども家庭福祉の理念と子どもの権利に関する基礎知識           <ul style="list-style-type: none"> <li>・今日の子ども家庭福祉と子どもの権利</li> <li>・放課後児童支援員が必要とする子どもの権利に関する法令等</li> </ul> </li> </ul>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
科目名	1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
時間数	1.5 時間（90分）
ね ら い シ ト 主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭福祉施策の概要を学んでいる。</li> <li>○放課後児童クラブと関連する子ども家庭福祉施策の内容を学んでいる。</li> <li>○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策を理解している。</li> </ul> <p>○主に、児童福祉法、子ども・子育て支援法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律及び放課後子ども総合プランなどの内容に基づいて学び、子ども家庭福祉施策の概要を理解し、放課後児童健全育成事業との関連について理解を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭福祉施策と子ども・子育て支援新制度の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭福祉施策の体系と内容</li> <li>・子ども・子育て支援新制度の内容</li> </ul> </li> <li>○障害児福祉施策の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・今日の障害児福祉施策の内容</li> <li>・放課後児童クラブと障害児福祉施策との関連</li> </ul> </li> <li>○児童虐待防止等の施策の概要           <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の内容と児童虐待防止等に関する施策の内容</li> <li>・社会的養護に関する施策の概要</li> </ul> </li> <li>○放課後児童クラブと関連する放課後関係施策           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブと放課後関係施策との関連</li> <li>・放課後児童クラブと直接関わる放課後関係施策（児童館、放課後子供教室、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業等）の内容</li> </ul> </li> </ul>
講師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-④ 子どもの発達理解
時間数	1.5 時間（90分）
ね ら い い ボ イ ント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの発達を理解するための基礎を学んでいる。</li> <li>○育成支援における子どもの発達の特徴や発達過程を理解している。</li> <li>○子どもの発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。</li> <li>○主に、育成支援に必要な子どもの発達理解に関する基礎的な事項について学び、子どもの発達理解について継続的な学習が必要であることの理解を促す。</li> </ul>
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの発達理解の基礎             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の概念</li> <li>・発達の時期区分と特徴</li> </ul> </li> <li>○子どもの遊びや生活と発達             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの社会性の発達の理解</li> <li>・子どもの発達における遊びの大切さ</li> </ul> </li> <li>○子どもの発達理解と育成支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことの大切さ</li> <li>・子どもの発達過程における放課後児童支援員の存在の意味</li> </ul> </li> <li>○継続的な学習の必要性             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの理解を深めるために、子どもの発達について継続的に学習することの必要性</li> </ul> </li> </ul>
講 師 要 件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備 考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
時間数	1.5 時間（90分）
ね ら い い ボ イ ント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童期の一般的な特徴を学んでいる。</li> <li>○児童期の発達過程と発達領域の基礎を学んでいる。</li> <li>○児童期の発達理解のための継続的な学習の必要性を理解している。</li> <li>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の1、2及び3の内容に基づいて児童期の発達理解に関する基礎的な事項を学び、理解を深めるために継続的に学習することの大切さを理解する必要があることへの気づきを促す。</li> </ul>
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの発達と児童期             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等）</li> <li>・児童期の発達の特徴</li> </ul> </li> <li>○児童期の発達過程と発達領域             <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね6歳～8歳頃の発達の特徴</li> <li>・おおむね9歳～10歳頃の発達の特徴</li> <li>・おおむね11歳～12歳頃の発達の特徴</li> </ul> </li> <li>○継続的な学習の必要性             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童期の発達理解を深めるために継続的に学習することの必要性</li> <li>・事例検討から学ぶことの大切さ</li> </ul> </li> </ul>
講 師 要 件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備 考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑥ 障害のある子どもの理解
時間数	1.5 時間 (90分)
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある子どもを理解するための基礎を学んでいる。</li> <li>○障害のある子どもの保護者と連携するために必要なことを学んでいる。</li> <li>○障害のある子どもと保護者を理解するための継続的な学習の必要性を理解している。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主に、児童福祉法第4条及び第6条の2の2、障害者基本法（障害者の権利に関する条約などを含む）、発達障害者支援法（発達障害に関する最近の研究動向などを含む）等の内容に基づいて学び、障害のある子どもや保護者の理解及び障害のある子どもの福祉に関する基礎と学習課題について理解を促す。</li> </ul>
主な内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの障害についての基礎知識             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の概念</li> <li>・障害のある子どもの発達の特徴</li> </ul> </li> <li>○発達障害についての基礎知識             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の定義と障害特性</li> <li>・発達障害理解の基礎</li> </ul> </li> <li>○障害のある子どもの保護者を理解するための基礎知識             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもの保護者の気持ちを受け止めることの大切さ</li> <li>・障害のある子どもの保護者との連携に当たって配慮すること</li> </ul> </li> <li>○障害のある子どもと保護者を理解するための学習             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもに関する専門機関等との連携の必要性</li> <li>・障害のある子どもと保護者の理解を深めるために継続的に学習することの必要性及び事例検討から学ぶことの大切さ</li> </ul> </li> </ul>
教師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 養護教諭</p>
備考	

項目名	2. 子どもを理解するための基礎知識
科目名	2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
時間数	1.5 時間 (90分)
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待の現状と対応についての基礎を学んでいる。</li> <li>○特に配慮を必要とする子どものいる家庭の状況について理解している。</li> <li>○特に配慮を必要とする子どもについて、関連する事業と連携、協力して支援する必要があることについて理解している。</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主に、児童虐待の防止等に関する法律、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針などの内容に基づいて学び、児童虐待及び特に配慮を必要とする子どもの現状と対応、支援のあり方について理解を促す。</li> </ul>
主な内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待の内容と対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の現状と内容</li> <li>・児童虐待の早期発見と早期対応の必要性</li> </ul> </li> <li>○特に配慮を必要とする子どもの理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの養育に困難を抱えている家庭の現状と課題</li> <li>・ひとり親家庭への子育てと生活支援の施策</li> </ul> </li> <li>○特に配慮を必要とする子どもの支援についての理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に配慮を必要とする子どもの家庭からの相談への配慮のあり方の理解</li> <li>・特に配慮を必要とする子どもに関する学校との連携についての理解</li> </ul> </li> <li>○要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の目的及び役割</li> <li>・要保護児童対策地域協議会と放課後児童クラブの関わり</li> </ul> </li> </ul>
教師要件	<p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ 乳児院又は児童養護施設の長</p>
備考	

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ね ら い ホ イ ン 主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブにおける育成支援の内容を理解している。</li> <li>○子どもの視点からみた育成支援のあり方について理解している。</li> <li>○育成支援の記録と職場内での事例検討の必要性について理解している。</li> <li>○主に、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(1)、(2)、第2章及び第3章の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおいて、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るための育成支援の具体的な内容の理解を促す。</li> </ul>
備 考	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p>

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
時間数	1.5 時間（90 分）
ね ら い ホ イ ン 主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの生活における遊びの大切さについて理解している。</li> <li>○子どもが発達段階に応じた主体的な遊びを行うことの大切さを理解している。</li> <li>○子どもの遊びへの放課後児童支援員の対応のあり方を理解している。</li> <li>○主に、放課後児童クラブ運営指針第2章の4、5及び第3章の1の内容に基づいて学び、子どもの生活における遊びの大切さ及び子どもの遊びへの対応のあり方について理解を促す。また、講義に際して、「2-④」及び「2-⑤」の科目内容を活用することが望ましい。</li> </ul>
備 考	<p>○子どもの遊びと発達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生活における遊びの大切さ</li> <li>・児童期の遊びの特徴と発達との関わり</li> </ul> <p>○子どもの遊びと仲間関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自発的に遊びをつくり出すことの理解</li> <li>・遊びの中で子ども同士の仲間関係を育てることの必要性</li> </ul> <p>○子どもの遊びと環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることの理解</li> <li>・自分で遊びを選択し創造することができるよう環境を整えることの大切さ</li> </ul> <p>○子どもの遊びと放課後児童支援員の関わり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達や状況に応じた柔軟な関わりの必要性</li> <li>・遊びの中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことの必要性</li> </ul> <p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>

項目名	3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援
科目名	3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
時間数	1.5 時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある子どもの育成支援のあり方について理解している。</li> <li>○障害のある子どもの保護者との連携のあり方について理解している。</li> <li>○専門機関等との連携のあり方について理解している。</li> </ul>
ポイント	<p>○主に、放課後児童クラブ運営指針第3章の2、4(2)及び(3)などの内容に基づいて学び、子ども同士が生活を通して共に成長できるように、障害のある子どもの育成支援のあり方や保護者との連携のあり方などについて理解を促す。また、講義に際して、「2-⑥」の科目内容を活用することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある子どもの育成支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもの受け入れの考え方</li> <li>・障害のある子どもの育成支援に際して留意すること</li> </ul> </li> <li>○障害のある子どもの保護者との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の状況の把握と、保護者の子どもへの気持ちを理解することの大切さ</li> <li>・子どもの様子を丁寧に伝え、保護者と一緒に放課後児童クラブでの子どもの生活の見通しをつくることの大切さ</li> </ul> </li> <li>○障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮と職員間の共通理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもの育成支援における倫理的配慮の必要性</li> <li>・障害のある子どもの理解と育成支援のあり方を職員間で共有することの大切さ</li> </ul> </li> <li>○専門機関等との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス事業所、発達障害者支援センター等の専門機関等と連携して育成支援の見通しを持つことの大切さ</li> <li>・専門機関等と連携する際の配慮事項</li> </ul> </li> </ul>
主な内容	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員          イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
時間数	1.5 時間 (90分)
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との連携のあり方について理解している。</li> <li>○保護者組織との連携のあり方について理解している。</li> <li>○保護者からの相談への対応のあり方を学んでいる。</li> </ul>
ポイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第19条、放課後児童クラブ運営指針第1章の3(2)、第3章の1(4)⑨及び4の内容に基づいて学び、保護者や保護者組織との連携のあり方や保護者からの相談への対応に当たって配慮することなどの理解を促す。</p>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの必要性</li> <li>・保護者への連絡の際に配慮すること</li> </ul> </li> <li>○保護者組織との連携             <ul style="list-style-type: none"> <li>・父母の会等の保護者組織との協力関係をつくることの必要性</li> <li>・保護者同士が交流し協力して子育てが進められるように支援することの必要性</li> </ul> </li> <li>○保護者からの相談への対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との信頼関係に基づいて、保護者からの相談に応じられるような関係を築くことの必要性</li> <li>・保護者からの相談への対応に当たって配慮すること</li> </ul> </li> </ul>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員          イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局长等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力
科目名	4-⑫ 学校・地域との連携
時間数	1.5 時間（90分）
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校との連携の必要性とそのあり方について理解している。</li> <li>○保育所、幼稚園等との連携の必要性とそのあり方について理解している。</li> <li>○地域との連携の必要性とそのあり方について理解している。</li> </ul>
ボ イ ント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第3項及び第20条、放課後児童クラブ運営指針第5章の内容に基づいて学び、学校や保育所、幼稚園及び地域住民や関係機関等地域との連携のあり方や連携に当たって考慮すべきことなどの理解を促す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの生活の連続性を配慮した学校との連携の必要性</li> <li>○学校との情報交換や情報共有を日常的、定期的に行う際に考慮すること</li> </ul> </li> <li>2. 保育所、幼稚園等との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの発達の連続性を配慮した保育所、幼稚園等との連携の必要性</li> <li>○子どもの状況について保育所、幼稚園等と情報交換や情報共有を行う際に考慮すること</li> </ul> </li> <li>3. 地域住民や関係機関等との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの成長、発達にとって地域が果たす役割と地域の関係者、関係機関との連携の必要性</li> <li>○子どもに関わる地域住民や福祉、保健及び医療等関係機関等との連携</li> </ul> </li> <li>4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ           <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設を活用して実施する放課後児童クラブの運営</li> <li>○児童館を活用して実施する放課後児童クラブの運営</li> </ul> </li> </ol>
内 容 分 類	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備 考	

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑬ 子どもの生活面における対応
時間数	1.5 時間（90分）
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性とそのあり方を理解している。</li> <li>○子どもの健康維持のための衛生管理について理解している。</li> <li>○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を学んでいる。</li> </ul>
ボ イ ント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第13条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1（4）⑦、第6章の1（2）及び2（1）の内容に基づいて学び、子どもの健康管理、情緒の安定及び確保のあり方と食物アレルギー等への対応について理解を促す。なお、その際、「子どもの施設における衛生管理と衛生指導の知識」及び「食物アレルギーと救急対応の知識」については、その分野における関連資料を活用して行なうことが望ましい。</p>
主 な 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの健康管理及び情緒の安定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の観察の必要性</li> <li>・子どもの状態の把握と安定した情緒で過ごせるようにするための配慮</li> </ul> </li> <li>○子どもの健康管理に関する保護者との連絡や学校との連携           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の必要性</li> <li>・学校との子どもの健康状態や心身の状況に配慮が必要な際の連絡や連携</li> </ul> </li> <li>○衛生管理と衛生指導           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の衛生管理と、遊びや活動の内容を考慮した衛生指導</li> <li>・おやつの提供時の衛生管理と衛生指導</li> </ul> </li> <li>○食物アレルギーのある子ども等への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認及び放課後児童クラブでの対応</li> <li>・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の知識</li> </ul> </li> </ul>
講 師 要 件	<p>ア 養護教諭</p> <p>イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士</p> <p>ウ 医師</p> <p>エ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備 考	

項目名	5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
科目名	5-⑩ 安全対策・緊急時対応
時間数	1.5 時間（90分）
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全対策及び緊急時対応のあり方について理解している。</li> <li>○安全対策及び緊急時対応についての具体的な取り組みの内容について理解している。</li> <li>○安全対策及び緊急時対応を行う際に知っておくべき法令等について理解している。</li> <li>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第5項、第6条、第13条及び第21条、放課後児童クラブ運営指針第3章の1(4)⑧、第6章の2(2)、(3)及び(4)の内容に基づいて学び、放課後児童クラブにおける非常災害対策や緊急時、事故発生時の対応などについて理解を促す。その際、市町村の安全対策及び緊急時対応の実際例を活用して行うことが望ましい。</li> <li>○放課後児童クラブにおける子どもの安全           <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方</li> <li>・安全対策及び緊急時対応における計画策定の必要性</li> </ul> </li> <li>○安全対策及び緊急時対応の内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故やけがの防止と発生時の対応</li> <li>・災害等の発生に備えた具体的な計画や防災や防犯に関する訓練の内容、感染症発生時の対応、来所及び帰宅時の安全確保等の内容</li> </ul> </li> <li>○安全対策及び緊急時対応の留意事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策及び緊急時対応について保護者と情報を共有しておくことの必要性</li> <li>・計画に基づく保護者や関係機関等との連携及び協力や定期的な訓練の実施の必要性</li> </ul> </li> </ul>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p> <p>ウ 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p>
備考	

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童支援員の仕事内容
時間数	1.5 時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童支援員の仕事内容と求められる資質及び技能について理解している。</li> <li>○放課後児童支援員の育成支援以外の職務の内容について理解している。</li> <li>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方と職場倫理について理解している。</li> </ul>
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第7条及び第8条、放課後児童クラブ運営指針第3章、第4章の5及び第7章の3の内容に基づいて学び、放課後児童支援員としての役割や求められる資質及び技能などについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」、「3-⑧」及び「6-⑩」の科目内容を活用することが望ましい。</li> </ul>
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童支援員の仕事内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成支援の内容と放課後児童支援員の役割</li> <li>・育成支援を支える職務の内容</li> </ul> </li> <li>○放課後児童支援員に求められる資質及び技能           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者」、「児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」の内容</li> <li>・放課後児童支援員の自己研鑽と運営主体による資質向上のための研修機会の確保の必要性</li> </ul> </li> <li>○放課後児童クラブにおける職員集団のあり方           <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場体制の構築</li> <li>・事例検討や自己研鑽を通して建設的な意見交換のできる職員集団の形成</li> </ul> </li> <li>○放課後児童支援員の社会的責任と職場倫理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの役割から求められる放課後児童支援員の社会的責任</li> <li>・職場倫理の自覚と事業内容の向上への組織的な取り組み</li> </ul> </li> </ul>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p>
備考	

項目名	6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能
科目名	6-⑩ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守
時間数	1.5 時間（90分）
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。</li> <li>○要望及び苦情への対応のあり方について理解している。</li> <li>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。</li> </ul>
ボイント	<p>○主に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第5条第2項及び第4項、第11条、第14条及び第17条、放課後児童クラブ運営指針第4章、第7章の1及び2の内容に基づいて学び、放課後児童クラブの運営管理に当たって留意すべき事項、要望及び苦情への取り組みのあり方、運営主体が行わなければならない人権の尊重と法令遵守のあり方及び取り組みなどについて理解を促す。また、講義に際して、「1-②」及び「6-⑮」の科目内容を活用することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブの運営管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体が定める事業運営についての重要事項に関する運営規程の内容</li> <li>・労働環境整備の必要性と、適正な会計管理及び情報公開</li> </ul> </li> <li>○利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用に当たっての留意事項の明確化や公平性に関する説明責任</li> <li>・要望及び苦情への対応の体制整備や対応に当たっての考え方及び留意事項</li> </ul> </li> <li>○運営内容の自己評価と公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや保護者の意見や関係機関等からの提言を事業内容に反映させることの必要性</li> <li>・事業運営の自己評価と公表の必要性</li> </ul> </li> <li>○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童クラブの社会的責任と運営主体の責任</li> <li>・運営主体が必要とする事業運営における倫理規定の内容と法令遵守</li> </ul> </li> </ul>
講師要件	<p>ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員</p> <p>イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者</p>
備考	

## II 放課後児童支援員等資質向上研修事業

### 1 趣旨・目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第1項に規定する放課後児童支援員及び同条第2項に規定する補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図るものである。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、実施主体が資質向上研修を実施する上で適當と認める民間団体等に事業の全部又は一部委託することができるものとする。

### 3 研修対象者

(1) 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添1に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に従事する放課後児童支援員等及び放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者並びに放課後児童健全育成事業の活動に関わるボランティアなど。

(2) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」（平成27年3月31日文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長裁定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験活動・交流活動の機会を定期的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を実行する学校の教職員など。

### 4 研修の内容

#### (1) 都道府県が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために必要な知識及び技術の習得のための研修を市町村と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の運営や子どもの育成支援に関する事項について、専門的な知識・技術が求められるものや多くの放課後児童健全育成事業所で共通の課題になっているものをテーマとすること。

<主な具体例>

- 実践発表会
- 放課後児童健全育成事業の役割と運営主体の責務
- 発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- 子どもの発達の理解
- 子どもの人権と倫理
- 個人情報の取扱いとプライバシー保護

- 保護者との連携と支援
- 家庭における養育状況の理解
- いじめや虐待への対応 など

#### (2) 市町村が実施する研修

放課後児童支援員等に対して資質の向上を図るために、課題や事例を共有するための実務的な研修を都道府県と連携して実施する。

実施に当たっては、放課後児童健全育成事業所の運営や子どもの育成支援に関する事項について、基礎的な知識や事例、技術等の共有を図ることを目的としたテーマとすること。

なお、いくつかの市町村が合同で実施することも可能である。

##### <主な具体例>

- 事例検討（ワークショップ形式）
- 放課後児童健全育成事業に関する基礎的理解
- 安全指導と安全管理、危機管理
  - ・ 救急措置と救急対応（実技研修）
  - ・ 防火、防災、防犯の計画と対応
  - ・ 事故、けがの予防と事後対応等
  - ・ アレルギーの理解と対応、アナフィラキシーへの対応
- おやつの工夫と提供時の衛生、安全
- 放課後児童健全育成事業所における遊びや製作活動、表現活動
- 育成支援に関する記録の書き方と工夫 など

#### 5 留意事項

- (1) 放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応を行う放課後児童支援員等の資質の向上に努めること。
- (2) 放課後子供教室の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子供教室及び放課後児童健全育成事業それぞれの担当者又は放課後児童支援員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

#### 6 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

#### 7 費用の補助

国は、都道府県又は市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

# 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

## 基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。)に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るために、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

## 研修内容等

事 項	主 な 内 容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
実施内容	
定員	1回の研修の定員は、おおむね100名程度までを想定(認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県の実情に応じておおむね100名程度を上回る定員の設定も可)
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり(講義及び演習を合わせて24時間)(都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可)。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
研修期間等	1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施(都道府県の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可) 研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。
研修教材	研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを使用
科目の一部免除	既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除が可能。

## 事項

## 主な内容

科目の一部免除  
(続き)

- ① 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者  
「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」、「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計4科目)
- ② 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者  
「2-⑥ 障害のある子どもの理解」、「2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解」(計2科目)
- ③ 基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者  
「2-④ 子どもの発達理解」、「2-⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達」(計2科目)

## 【免除の考え方】

○基準第10条第3項に規定する保育士又は社会福祉士の資格を有する者、学校教育法の規定により、小学校等の教諭となる資格を有する者については、国が定めた公的な養成課程において必要な科目を履修し、一定の資質が担保されているということを前提として、認定資格研修で受講したと同等の基礎的な知識等を既に有していると認められる科目についてのみ免除を行うこととし、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関する科目については免除の対象としない。

既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、認定資格研修を実施した都道府県は、受講者に対し「一部科目修了証」の発行が可能。

修了評価

研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。

受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目的履修又は認定資格研修全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。

事項	主な内容
実施手続	
受講の申込み 及び受講資格の確認	都道府県は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市区町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当するかの確認(各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携及び協力して円滑に実施。 なお、基準第10条第3項第9号に該当するかの確認は、当該市区町村が認定したことの証しを添付させるなどの方法により実施。
受講者本人の確認	都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。 なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。
受講場所	原則として、現に放課後児童クラブに従事している者はその勤務地の都道府県で、それ以外の者は現住所地の都道府県で受講。
修了の認定・ 修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事名で交付(委託は不可)。
認定等事務	
認定者名簿の作成	都道府県は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「○○都道府県放課後児童支援員認定者名簿」を作成。
認定者名簿の管理	都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。
修了証の再交付等	都道府県は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先)に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合 ③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

## 事 項

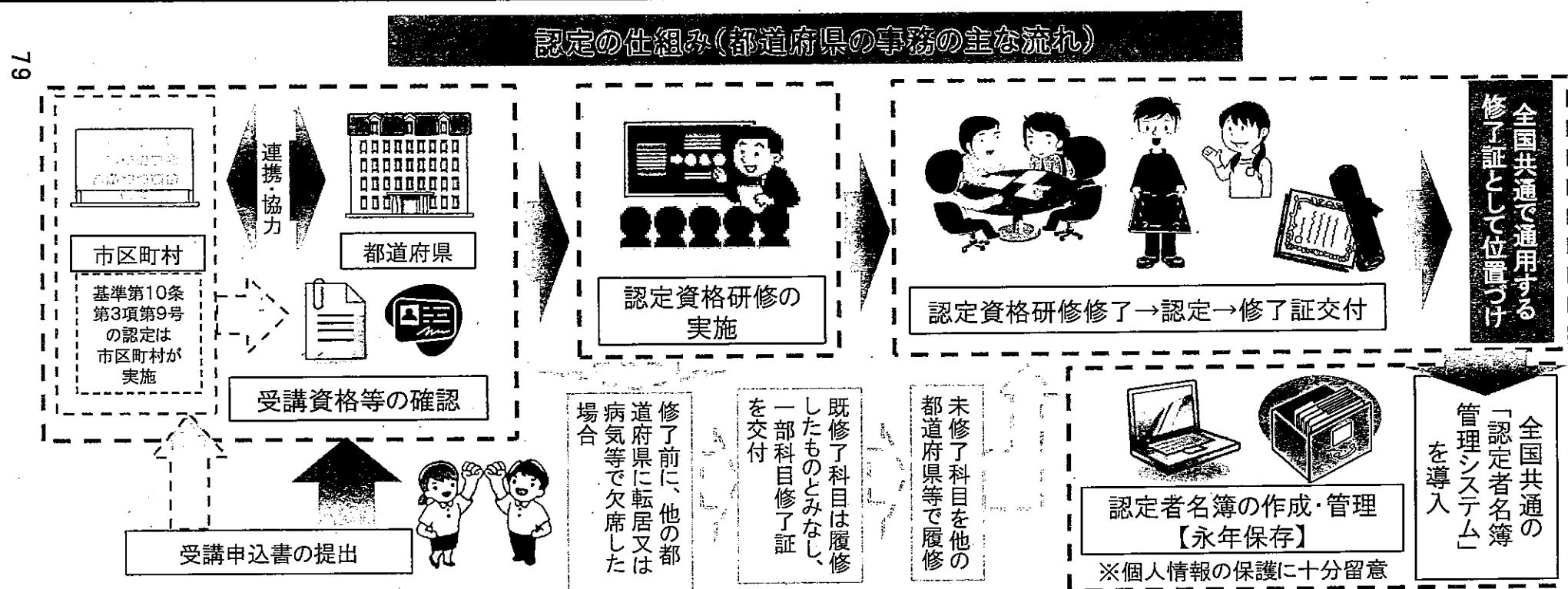
## 主 な 内 容

研修会参加費用	研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用	国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 (※)認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

## 本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県が認定資格研修を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、認定資格研修の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、平成27年度予算成立後、「放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)実施要綱」として都道府県にお示しする予定としている。

79



## 実施方法(例)

【16科目×90分=1,440分(合計24時間)の場合】

(パターン①)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で計4日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目
10:00～10:30	ガイダンス			
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤	講義・演習⑨	講義・演習⑬
昼食(12:00～13:00)				
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑩	講義・演習⑭
休憩(14:30～14:40)				
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑪	講義・演習⑮
休憩(16:10～16:20)				
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧	講義・演習⑫	講義・演習⑯

(パターン②)1日90分の講義等を4科目(4コマ)[午前・午後]で2日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で4日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
10:00～10:30	ガイダンス					
10:30～12:00	講義・演習①	講義・演習⑤				
昼食(12:00～13:00)						
13:00～14:30	講義・演習②	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑮
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習③	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習④	講義・演習⑧				

(パターン③)1日90分の講義等を3科目(3コマ)[午後のみ]で4日間、2科目(2コマ)[午後のみ]で2日間、計6日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
12:30～13:00	ガイダンス					
13:00～14:30	講義・演習①	講義・演習④	講義・演習⑦	講義・演習⑩	講義・演習⑬	講義・演習⑯
休憩(14:30～14:40)						
14:40～16:10	講義・演習②	講義・演習⑤	講義・演習⑧	講義・演習⑪	講義・演習⑭	講義・演習⑯
休憩(16:10～16:20)						
16:20～17:50	講義・演習③	講義・演習⑥	講義・演習⑨	講義・演習⑫		

(パターン④)1日90分の講義・演習を2科目(2コマ)[午前のみ]で計8日間で実施

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
8:30～9:00	ガイダンス							
9:00～10:30	講義・演習①	講義・演習③	講義・演習⑤	講義・演習⑦	講義・演習⑨	講義・演習⑪	講義・演習⑬	講義・演習⑯
休憩(10:30～10:40)								
10:40～12:10	講義・演習②	講義・演習④	講義・演習⑥	講義・演習⑧	講義・演習⑩	講義・演習⑫	講義・演習⑭	講義・演習⑯

取扱説明書

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）において、都道府県知事が行う研修については、平成32年3月31日までの経過措置が規定されているため、現在の放課後児童指導員に、経過措置期間である5年間で認定資格研修を受講いただくこととし、1回の研修定員を100名とした場合の都道府県別の年間研修開催回数等を推計した。

都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位:人)	年間研修開催回数 (単位:回)	年間研修開催日数(単位:日)			【参考】年間研修開催回数(指定都市・中核市を除く) (単位:回)	都道府県名	放課後児童指導員数(※) (単位:人)	年間研修開催回数 (単位:回)	年間研修開催日数(単位:日)			【参考】年間研修開催回数(指定都市・中核市を除く) (単位:回)
			1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合					1回あたり4日間で実施する場合	1回あたり6日間で実施する場合	1回あたり8日間で実施する場合	
北海道	2,799	6	24	36	48	4	滋賀県	1,380	3	12	18	24	3
青森県	852	2	8	12	16	2	京都府	1,434	3	12	18	24	3
岩手県	1,234	3	12	18	24	3	大阪府	4,753	10	40	60	80	5
宮城県	1,910	4	16	24	32	3	兵庫県	3,792	8	32	48	64	4
秋田県	770	2	8	12	16	2	奈良県	1,068	3	12	18	24	2
山形県	1,051	3	12	18	24	3	和歌山県	706	2	8	12	16	2
福島県	1,428	3	12	18	24	3	鳥取県	664	2	8	12	16	2
茨城県	3,260	7	28	42	56	7	島根県	1,154	3	12	18	24	3
栃木県	1,984	4	16	24	32	4	岡山県	2,139	5	20	30	40	3
群馬県	1,916	4	16	24	32	3	広島県	1,518	4	16	24	32	2
埼玉県	5,557	12	48	72	96	9	山口県	1,361	3	12	18	24	3
千葉県	4,589	10	40	60	80	7	徳島県	693	2	8	12	16	2
東京都	8,215	17	68	102	136	17	香川県	747	2	8	12	16	1
神奈川県	4,384	9	36	54	72	4	愛媛県	1,237	3	12	18	24	2
新潟県	2,064	5	20	30	40	3	高知県	574	2	8	12	16	1
富山県	1,390	3	12	18	24	2	福岡県	3,942	8	32	48	64	5
石川県	1,063	3	12	18	24	2	佐賀県	901	2	8	12	16	2
福井県	956	2	8	12	16	2	長崎県	1,438	3	12	18	24	2
山梨県	611	2	8	12	16	2	熊本県	1,599	4	16	24	32	3
長野県	1,430	3	12	18	24	3	大分県	1,309	3	12	18	24	2
岐阜県	1,419	3	12	18	24	3	宮崎県	680	2	8	12	16	1
静岡県	2,618	6	24	36	48	4	鹿児島県	1,489	3	12	18	24	2
愛知県	5,082	11	44	66	88	7	沖縄県	1,320	3	12	18	24	3
三重県	1,813	4	16	24	32	4	合計	94,293	211	844	1,266	1,688	161

※ 放課後児童指導員数(H26.5.1現在)には「資格なし」の者も含まれているが、基準省令第10条第3項第3号の要件で認定資格研修受講の資格を得ると仮定して含めている。

## 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

## 1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

## 2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

## 3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

## 4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

## 5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

## 6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)

### **3. 総合的な放課後対策等について**

# 政府における放課後対策に関する主な経緯

## 放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室を別々に行うなど連携が不十分

## 新たな「放課後子ども総合プラン」の策定

### 【平成26年3月19日：経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

安倍総理から、「小1の壁」の打破のため、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣が協力し、両省の関連施策の一体運用、学校の校舎の徹底活用などを検討し、学童保育等を拡大するためのプランの策定について指示。

### 【平成26年5月22日：安倍総理大臣 一体型施設を視察】

放課後児童クラブと放課後子供室の一体型施設である、横浜市立中丸小学校「放課後キッズクラブ」を視察。視察終了後、「放課後子どもプランを更に拡充し、5年間で放課後児童クラブの約30万人分の受け皿を確保する」旨発言。

### 【平成26年5月28日：産業競争力会議 課題別会合】

～田村厚生労働大臣・下村文部科学大臣より「放課後子ども総合プラン」の策定方針を提示～

### 【平成26年6月24日：「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦（閣議決定）】

いわゆる「小1の壁」を打破し次代を担う人材を育成するため、「待機児童解消加速化プラン」に加えて、「放課後子ども総合プラン」を策定し、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大する。あわせて、1万か所以上の場所で、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化を行う。

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 国全体の目標

- 平成31年度末までに
- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)
  - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
- 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施  
(約600か所⇒1万か所以上)をを目指す
  - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
  - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

## 5 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

## 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

## 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

## 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

## ○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



## 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



# 「放課後子ども総合プラン」概要

(平成26年7月31日策定・公表)

## 1. 題旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 2. 全体の目標

- 平成31年度末までに、以下を実施することを目指す
  - ・放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
  - ・全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
- 新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す  
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

## 3. 事業計画

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に以下を盛り込む

### (市町村)

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

※行動計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援事業計画と一体のもとして策定することも可

### (都道府県)

- ・地域の実情に応じた研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

## 4. 市町村の体制、役割等

- 「運営委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める

## 5. 都道府県の体制、役割等

- 管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として「推進委員会」を設置
- 放課後児童支援員となるための研修のほか、両事業の従事者・参画者の資質向上等を図るため、合同の研修を開催

## 6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

#### ①学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

- 実施主体は学校ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たる
- 事故が起きた場合の対応等の取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫が必要

#### ②余裕教室の活用促進

##### ○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

- ・優先的な学校施設の活用が求められている中、運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議
- ・既に活用されている余裕教室についても、改めて、放課後対策に利用できないか、検討することが重要
- ・市町村教育委員会は、その使用計画や活用状況等について公表するなど、学校施設の活用に係る検討の透明化を図る

##### ○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続等

- ・放課後等に一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用を検討

#### ③放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ・学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

### (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

#### ①一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ・活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ・放課後児童クラブについては、一体型として実施する場合でも、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

#### ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

##### ○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

- ・両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場の確保と、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要。実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意

##### ○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

- ・共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ・両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有し、希望する放課後児童クラブの児童がプログラムに参加できるよう、十分留意

### (3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討し、小学校外での整備も可能
- 現に公民館、児童館等で実施している場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施可
- 一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業の児童が交流できるよう連携して実施

### (4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

- 学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力が必要
- 両事業を小学校内で実施することにより、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努める
- 保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していくことが重要
- 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置する等、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい

### 5) 民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

- 児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすため、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当

## 7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

- 平成27年4月からの新たな教育委員会制度において全ての地方公共団体に設けられる、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議での協議事項の1つとして、教育委員会と福祉部局と連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定
- 総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

## 8 市町村等の取組に対する支援

- 「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討
- 効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図る

# 「放課後子ども総合ノン」の推進

(平成26年7月31日策定・公表)

## 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

## 取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）		放課後児童クラブ（厚生労働省）
趣 旨	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条3第2項に規定) ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。(平成27年4月施行)
H27予算額	4,882百万円の内数(26予算額:3,765百万円)	57,497百万円(26予算額:33,223百万円)
実施か所数 (クラブ児童数)	11,991か所(平成26年度) ※小学校内で実施するクラブ(11,653か所)のうち、同一の小学校内に放課後子供教室があるか所数 4,392か所	22,084か所(936,452人)(平成26年5月)
実施場所 ※	小学校 76.7%、公民館 10.2%、児童館 3.8%、 その他(中学校、特別支援学校など) 9.3% (平成26年度)	小学校 52.8%(余裕教室 28.1%、専用施設 24.1%)、 児童館 12.4%、その他(専用施設、公的施設など) 34.8% (平成26年5月)
開設日数	105日(平成26年度平均)	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童支援員等(専任)

## 国全体の目標(平成31年度末まで)

### ○市町村行動計画等に基づく計画的な整備

### ○学校施設を徹底活用した実施促進

- ・管理運営の責任の所在を明確化
- ・既活用分を含めた余裕教室の徹底活用
- ・放課後等の一時的な利用の促進

### ○両事業の従事者・参画者の連携強化による共通プログラムの充実

### ○総合教育会議の活用による市町村における総合的な放課後対策の協議

- 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、  
うち1万か所以上を一体型で実施(現行約600か所)を目指す

※放課後子供教室の充実 (約1万力所⇒約2万力所)

- 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備(約90万人⇒約120万人)

- 新規開設分の約80%を小学校内で実施(現行約52%)を目指す

※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用

# 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

## 一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

## 一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】



※放課後子供教室については、各地域の実情等に応じて開催

### 放課後児童クラブ（生活の場）

\* 共働き世帯等の児童を対象

### 放課後児童指導員

健康管理  
余暇指導  
生活支援



授業終了後

### 放課後子供教室（学習・体験活動の場）

\* 希望する全ての児童を対象

### コーディネーター 地域のボランティア等



学習支援など  
多様な  
プログラムの  
実施



### 学校の教職員



児童の放課後の  
様子や学校での  
様子などについ  
て、日常的・定期的  
に情報共有

連携

希望する  
放課後  
児童クラブ  
の児童も参加

### 【放課後児童クラブの児童も含めた 全ての児童を対象とする共通プログラムの実施】

- ・学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習等)
- ・多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等)
- ・スポーツ活動(野球、サッカー、一輪車)など

17:00まで

連携

家庭



- 宿題、遊び、休息など、児童の体調、日課等に合わせて自主的に過ごす
- 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助け
- おやつの提供



19:00まで

- ・連絡帳のやりとり
- ・お迎え時の日常的な会話
- ・養育に関する相談支援 など

プログラムを実施する際は  
体育館や特別教室などの  
学校施設も活用

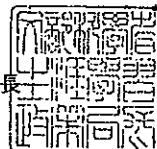


各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市市長  
各指定都市教育委員会教育長  
各中核市市長  
各中核市教育委員会教育長

殿

26文科生第277号  
履児発0731第4号  
平成26年7月31日

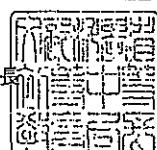
文部科学省生涯学習政策局長



文部科学省大臣官房文教施設企画部長



文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



#### 「放課後子ども総合プラン」について

少子高齢化が進む中、日本経済の成長を持続していくためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限發揮し、「女性が輝く社会」を実現するため、安全で安心して児童を預けることができる環境を整備することが必要です。このため、国としては、現在、保育所の「待機児童解消加速化プラン」に取り組んでいるところですが、保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小1の壁」を打破するためには、

保育サービスの拡充のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようになりますことが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から、厚生労働省及び文部科学省が連携して検討を進め、平成26年5月の産業競争力会議課題別会合において、両省大臣名により、放課後児童クラブの受皿を拡大するとともに、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目指す方針を示したところです。また、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、「(略)いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定(略)」することとされ、これを踏まえ、別紙のとおり「放課後子ども総合プラン」を策定いたしました。

つきましては、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内市町村教育委員会等に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

これに伴い、以下の通知は廃止いたします。ただし、これらの通知に基づく取組を実施している地方公共団体については、平成27年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとします。このため、同日までに本通知に基づく取組に移行していただくよう、お願ひいたします。

- ・「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日18文科生第531号、履児発第0314003号文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- ・「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について(平成19年3月14日18文科生第532号、履児発第0314004号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- ・「普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について(通知)」(平成20年11月28日20文科施363号、履児発第1128002号文部科学省生涯学習政策局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- ・「普通教室として使用しなくなった教室の活用について(通知)」(平成21年6月25日21施施助第16号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知)

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 「放課後子ども総合プラン」

## 1 趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。

## 2 国全体の目標

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6（2）を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。

## 3 事業計画

全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要である。

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が計画的に両事業の整備を進めていくよう、国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき本年秋に策定予定の新たな行動計画策定指針に記載し、市町村は行動計画策定指針に即し、（1）に掲げる内容について市町村行動計画に盛り込むこととする。また、都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、行動計画策定指針に即し、（2）に掲げる内容について都道府県行動計画に盛り込むこととする。

なお、市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

## （1）市町村行動計画に盛り込むべき内容

- ・放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- ・放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ・小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

## （2）都道府県行動計画に盛り込むべき内容

- ・地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等（研修計画）
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 等

## 4 市町村の体制、役割等

## （1）運営委員会の設置

市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。

その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。

## ① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等

## ② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等

## 5 都道府県の体制、役割等

### (1) 推進委員会の設置

都道府県は、市町村において円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後対策の総合的な在り方についての検討の場として、「推進委員会」を設置する。

#### ① 主な構成員

行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者 等

#### ② 主な検討内容

教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、都道府県内における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施方針、安全管理方針、人材確保及び質の向上のための従事者・参画者の研修の企画・充実、広報活動方策、事業実施後の検証・評価 等

### (2) 従事者・参画者の研修等

都道府県は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員となるための研修のほか、管内・域内の各市町村が実施する放課後児童クラブの従事者（放課後児童支援員、補助員）・放課後子供教室の参画者（コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーター等）の資質向上や、両事業の従事者・参画者と小学校の教職員等との間での情報交換・情報共有を図るため、合同の研修を開催する。

## 6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

※放課後児童クラブについては、「市町村」に社会福祉法人等を含む。

※放課後子供教室については、都道府県が実施する場合には、「市町村」を「都道府県」と読み替える。

### (1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

#### ① 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、学校施設を活用する場合であっても、学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施主体は、学校

ではなく、市町村の教育委員会、福祉部局等となり、これらが責任を持って管理運営に当たること。

その際、事故が起きた場合の対応や、例えば、教室不足等により放課後児童クラブ及び放課後子供教室に転用したスペースを学校教育として使用する必要性が生じた場合の移転先の確保とスペースの返還などの取決め等について、あらかじめ教育委員会と福祉部局等で協定を締結するなどの工夫により、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めること。

#### ② 余裕教室の活用促進

##### ○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できなかいか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

##### ○国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続

国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日20文科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。また、放課後等において一時的に学校教育以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず手続は不要となるため、積極的な活用について検討すること。なお、「一時的」とは、学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、ほかの用途に活用することに留意すること。

#### ③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭

等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

## （2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

### ① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものという。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の中には、放課後子供教室を毎日実施するものと、定期的に実施するものが考えられるが、地域の実情に応じ、適切と考えられる頻度で整備を進めていくものとする。

この場合、活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要である。

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、子ども・子育て支援新制度施行後は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

さらに、学校施設の一時的な利用等を積極的に進め、多様な活動が実施できる場所を確保することが必要である。

なお、放課後子供教室を毎日実施する場合と定期的に実施する場合とでは、以下の点に配慮すること。

放課後子供教室を毎日実施する場合は、放課後児童クラブの児童の生活の場を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる環境を整備すること。例えば、両事業の実施場所が同一の小学校内であるが、余裕教室と専用施設などのように、活動場所が離れているような場合、両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるようにすること。

また、放課後子供教室を定期的（週1～2回程度）に実施する場合は、放課後子供教室の活動プログラムに放課後児童クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すようにすること。

### ② 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の留意点

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たっては、以下の点に留意しつつ、一体型の利点を生かした取組の推進を図ることが重要である。

#### ○全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所の確保

両事業を小学校内で実施することにより、共働き家庭等の児童の生活の場を確保するとともに、全ての児童の放課後等の多様な活動の場を確保することが必要であること。その際、実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童の受け入れとそれらの児童が安心して過ごすことができる環境への配慮にも十分留意すること。

#### ○全ての児童を対象とした多様な学習・体験活動のプログラムの充実

両事業を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことが必要であること。

その際、共通のプログラムの充実を図り、学校での学びを深めたり広げたりする学習や、補充学習、文化・芸術に触れあう活動、スポーツ活動等、児童の興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラム、児童が主体となって企画したプログラムを充実するとともに、児童によるボランティア活動など、低学年だけでなく高学年の児童の学ぶ意欲を満たす内容や、異年齢児交流を促す内容も充実することが望ましいこと。

なお、活動場所の広さや安全管理上の都合等により、参加人数を一定数に制限しているプログラムがある場合にも、両事業の従事者・参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する放課後児童クラブの児童が参加できるよう十分留意すること。

## （3）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

学校施設を活用して放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備しても、なお地域に利用ニーズがある場合等については、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用も検討しつつ、小学校外での整備を進めていくものとする。

また、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業を連携して実施できるようにすること。例えば、児童館で実施している放課後児童クラブと学校施設内で実施している放課後子供教室の場合、一体型と同様に、放課後子供教室の活動プログラムの企画段階から両事

業の従事者・参画者が連携して全ての児童を対象とした活動プログラムを企画し、学校施設内のみならず、児童館でも実施するなど、両事業の児童が交流できるような連携方法が考えられる。

なお、両事業の一体的な、又は連携による取組に関するモデルケース等については、別途、提示する。

#### (4) 学校・家庭と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との密接な連携

「放課後子ども総合プラン」の実施に当たっては、児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図られたい。特に、両事業を小学校内で実施する場合は、小学校の教職員と両事業の従事者・参画者の距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、日常的・定期的に情報共有を図り、一人一人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応するよう努めること。

なお、特別な支援を必要とする児童や、虐待、いじめを受けた児童など、特に配慮を必要とする児童の利用を推進するに当たっては、当該児童の状況等を学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間で相互に話し合い、必要に応じ、専門機関や要保護児童対策地域協議会などの関係機関と連携して適切に対応すること。

また、保護者との連絡帳のやりとりや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。

こうした学校と家庭、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の関係者間の連携に当たっては、小学校区ごとに協議会を設置したり、学校支援地域本部を活用するなど、情報共有を図る仕組みづくりを併せて進めることが望ましい。さらに、その協議会等を基盤として学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に発展させることで、情報や課題等を共有し、協議をする仕組みづくりを行うことも有効であり、積極的に推進することが望まれる。

#### (5) 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応

児童の放課後活動について、サービスの水準・種類に対する多様なニーズを満たすためには、地域における民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせることが適当である。特に、自立度が高まる高学年の児童については、放課後の過ごし方として、塾や習い事等も重要な役割を担っていることに留意する必要がある。

放課後児童クラブについては、既に多様な運営主体により実施されているが、待機児童が数多く存在している地域を中心に、民間企業が実施主体としての役割をより一層担っていくことが考えられる。その際、地域のニーズに応じ、本来事業に加えて高付加価値型のサービス（塾、英会話、ピアノ、ダンス等）を提供することも考えられる。

また、放課後子供教室については、全ての児童の学習支援や多様なプログラムの充実を図るために、地域住民等の一層の参画促進を図るとともに、これらの人材に加え、大学生や企業退職者、地域の高齢者、子育て・教育支援に関わるNPO、習い事や学習塾等の民間教育事業者、スポーツ・文化・芸術団体などの人材の参画を促進していくことも望まれる。

#### 7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第76号）に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方にについて十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知）においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

#### 8 市町村等の取組に対する支援

「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、国は、必要な財政的支援策を講じるため、毎年度予算編成過程において検討していくとともに、効果的な事例の収集・提供等を通じて地域の取組の活性化を図るものとする。

#### ＜本件連絡先＞

##### 【放課後児童クラブに関する事】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課

電話：03(5253)1111 内線：7909

##### 【放課後子供教室に関する事】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課  
地域・学校支援推進室

電話：03(5253)4111 内線：3260

【学校施設の活用に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設助成課

電話：03(5253)4111 内線：2464

【学校との連携に関すること】

文部科学省初等中等教育局参事官付

電話：03(5253)4111 内線：3705

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課

電話：03(5253)4111 内線：4678

## **4. 平成27年度予算について**

# 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを目指して、平成27年度予算に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】

## 1. 運営費等 431.7億円【対前年度比 73.0億円増】 子ども・子育て支援交付金:内閣府予算に計上

### (1) 量的拡充

① 受入児童数の拡大 936,452人(26年度) → 1,105,656人(27年度) [約16.9万人増]

② 補助対象の拡大等

ア 10人未満の放課後児童クラブについても補助対象(※)とする(特例分(開設日数200~249日)も同様)

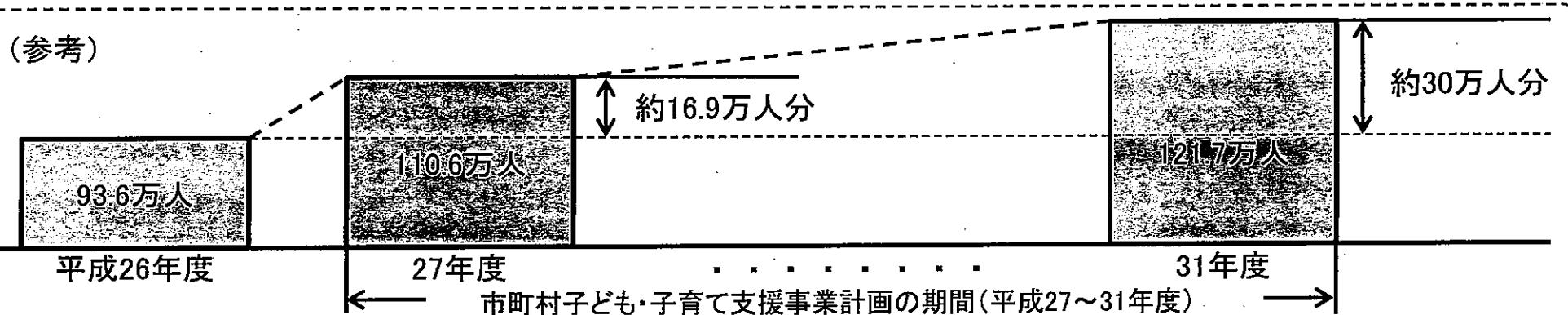
(※)山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合を対象とする予定

イ 補助単価の設定をクラブ単位から「支援の単位」に見直し

③ 既存施設の改修や修繕等に係る補助の見直し

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室など既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に要する経費の補助)について、新たに放課後児童クラブを実施する場合に加え、既に放課後児童クラブを実施している場合についても補助対象とする。

(参考)



(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

#### ④ 「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実

##### ア 放課後子ども環境整備事業の充実

###### 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進 7.1億円【拡充】

###### (ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、これまでの放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準(加算)額:1,000千円

###### 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 3.9億円【拡充】

###### (ア)事業内容

幼稚園・認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額:5,000千円

###### イ 放課後児童クラブ運営支援事業 2.6億円【新規】

###### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、小学校の余裕教室等を活用しているにもかかわらず、待機児童が存在している地域において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

(イ)補助基準額:3,080千円

###### ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業 4.2億円【新規】

###### (ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うことで、市域内の需給バランスの改善を図り、もって待機児童の解消を図るための補助を行う。

(イ)補助基準額:435千円

## (2) 質の向上

### ① 放課後児童支援員等待遇改善等事業(放課後児童クラブ開所時間延長支援事業の名称変更)

42.9億円【継続・拡充】

#### (ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

- (i)家庭・学校等との連絡及び情報交換等に主担当として従事する者を配置する場合に、非常勤職員1名分の賃金改善経費の上乗せ
- (ii)または、(i)に加え、地域との連携・協力等に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善経費の上乗せ

を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:(i)1,539千円 (ii)2,831千円

### ② 障害児受入強化推進事業 7.0億円【新規】

#### (ア)事業内容

放課後児童クラブで障害児の受入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:1,712千円

### ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業 4.0億円【新規】

#### (ア)事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額:532千円

## 2. 整備費 143.3億円【対前年度比 118.3億円増】

子ども・子育て支援整備交付金：内閣府予算に計上

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

(1) 実施主体：市町村

(2) 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人

(3) 補助率：1／3（大都市特例なし）

〔国：1／3、都道府県1／3、市町村1／3  
国：2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3〕

(4) 平成27年度予算における改正内容

① 対象か所数の増

319か所(26年度) → 1,096か所(27年度)

② 資材費・労務費等の上昇を踏まえた補助基準額の引上げ

創設整備 23,556千円(26年度) → 24,427千円(27年度)

③ 学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設（「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実）

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進を図るため、放課後子供教室を実施する小学校の敷地内又は当該小学校隣接地に放課後児童クラブを設置する場合に、補助基準額引上げによる補助を行う。

学校敷地内等創設整備 48,859千円(27年度)

〔（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

④ 補助対象事業者

社会福祉法人、公益法人に加えて、新たに学校法人を追加

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 職員の資質向上・人材確保等研修事業 15.7億円の内数  
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金:厚生労働省予算に計上

(1) 放課後児童支援員認定資格研修事業【新規】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるためには、都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を修了することが必要となるため、都道府県が認定資格研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

② 実施主体:都道府県

③ 補助基準額:厚生労働大臣が認める額(1回当たり810千円を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

④ 補助率:国1/2、都道府県1/2

⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

102 (2) 放課後児童支援員等資質向上研修事業【拡充】

① 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県が行う認定資格研修は、新たな基準に基づく放課後児童支援員としてのアイデンティティを持ってもらい、その意義や新たな役割、職務内容等を改めて認識してもらうために、現在放課後児童クラブに従事している者にも受講を課しているところであり、これまで都道府県等が実施してきた資質の向上を図るための研修とは性格を異にすると位置づけられるため、都道府県等が放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を引き続き行う必要があることから、当該研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

また、平成27年度からは、実施主体に市町村を追加して、より身近な場所で効果的かつ効率的に研修が実施できる体制を整備する。

② 実施主体:都道府県、指定都市、中核市、市町村

③ 補助基準額:厚生労働大臣が認める額(1か所当たり1,424千円を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

④ 補助率:国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1/2

⑤ その他:放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

E - S - E

G - S - G